

ざれば直ちに溶解すべし

第百十五節 治療介補

以上の數項を以て産婆に必要な用藥法を講じ終れり是より以下産婆に必要な治療上の介補法を述べん

尿道カテーテル使用法

○カテーテル使用法ヲ
記セ

妊産婦が白から排尿し能はざるときは産婆は尿道カテーテルを以て排尿せしめざるべからず而て産婆の使用するカテーテルには金屬製カテーテル及護膜製チラトソ氏カテーテルありて金屬製のものは産褥に適し護膜製のものは産婦妊婦に適す而てカテーテルの消毒不完全なるか或は使用法粗暴なるこ

きは膀胱加答兒を起し易きが故に使用の際は手指及びカテーテルを消毒法の條下に於て論述したる如く嚴重に消毒し次で婦人を仰臥せしめ兩脚を開かしめ臀下に便器を挿入し一手の示拇二指を以て陰裂を開き尿道口を現はし他手に三十倍乃至五十倍の石炭酸水又は百倍リゾール水に濕せる消毒綿花を取り能く尿道口を清拭し然る後消毒したるカテーテルの周圍に三十倍石炭酸阿列布油を塗り護膜製のものはその中途を指尖にて摘み金屬製のものは示中二指を以てカテーテルを保持し拇指を以て管口を閉じ其尖端を尿道口に來らしめ之より徐々に骨盤誘導線の方向に深く挿入すべし斯くしてカテーテルの尖端膀胱に達すれば尿は忽ち噴出すべきが故に産婆は尿の盡くるを待ち挿入時の如くカテーテルの管口を塞ぎて徐々に引き

出しカテーテル内に残れる尿を去り更に消毒薬に浸せる綿花を以て尿道口及び其周囲を清拭し次で使用したるカテーテルを嚴重に消毒し置くべし

膣栓塞法

産婆が妊産婦の子宮出血に對して膣栓塞法を行ふべき場合は既に其都度述べ置きたるが如し而て最も注意すべきは分娩直後殊に子宮收縮の不全に因する子宮出血にして此場合に膣栓塞を行ふときは血液は屢々子宮腔内に滯留し内出血を起し婦人は突然急性貧血の徴候を呈して死亡するに至る事あり故に此の如き場合に膣栓塞を行はゞ終始子宮底より手を離す事なく其收縮状態を検せざるべからず

如何なる場合に膣栓塞を行ふも十二時間を経過せば新しきものと交換せざるべからず是れタンポンは腔内に於て腐敗を來し産褥熱等恐るべき疾病を誘發いんばつすればあり

タンポンに用ゆる材料は嚴重に消毒したる單純の綿紗、脱脂綿及び沃度ホルム綿紗等にして綿紗は細長きものを其末端より漸次腔内に送り綿花も亦た其一方より巻き棒狀ぼうじょうとし其一端より順次腔内に挿入すべし其他通常用ゆる綿球も數個同時に用ゆるときは之を取り出すに便利なり即ち幅一寸五分長さ三寸位の消毒したる脱脂綿を横に巻き其中央を糸にて繋つなめ約五寸の紐を附したるものにして常に數十個を準備し置くを良とす今之を使用せんには産婆の手指外陰部及び腔内を消毒し凝血塊を去り子宮鏡を挿入して腔を開き綿球或は綿紗、綿花

等の一端を長さピンセットにて狭み漸次前後左右の腔穹窿部及び腔内に送り固く栓塞したる後ち子宮鏡を去るべし若し子宮鏡の大ききは一手の示指を深く腔内に挿入し他手に綿花或は綿紗を取り挿入せる手指に沿ふて送り固く栓塞するも差支なし而して綿球の紐或は綿紗綿花の一端は陰門外に出し置き取り出すに便あらしむ若し綿球を用ひたるときは好く其數を記憶し置き其一片たりとも腔内に残留する等の事あき様注意すべし又た棒状さかし挿入せる綿花を取り出さんとするには捻轉しつゝ牽引すべし然るときは其一片断裂して残留する等の恐なし

氷巻法及び冷巻法

皮膚發赤し過敏となり硬結を生ずべし

氷巻法及び冷巻法は身體中の一部を氷又は氷水、冷水等を以て冷却し炎症を防ぎ疼痛を去るの目的に用ゐるものにして多量の氷片を動物の膀胱又は護膜製紙製の氷嚢に盛り其口を緊く縛り目的の部位に貼ず而て氷嚢と皮膚との間には一二枚の布片を敷くべし然れ共同一部位に久しく氷巻法を持續するときは屢々皮膚の凍傷を來す事あるが故に注意するを要す又た冷水巻法とは氷水又は冷水に布片を浸し軽く絞しぼり或は水にて濕ぬしたる布片を氷片上に置き冷却したるものを貼ずるものにして其效力を持久せしむるには凡そ五分間毎に交換せざるべからず夏季等に在りて冷水又は氷を得難きときは礮砂こうさ一分硝石せうせき三分を取り之に常醋じょうそく六分水十五分を混和し布片を濕すか或は食鹽及び硝石を等分さかし之を粉末さかして濕布の間に撒

法
プリースニッツ卷

布するときは大に寒冷を覺ゆるものこす其外プリースニッツ氏卷法と稱する方法あり其は冷水又は微溫湯に浸して絞りたる綿花、綿紗、又はフランネルを局部に貼じ其上に油紙を掩ひて衣服の濕潤を避け其上に繃帶を施すものにして其濕布の乾燥せざる様度々交換せざるべからず

溫卷法

○溫卷法及冷卷法ノ應用法ヲ記セヨ

溫卷法は陳痛を催進し或は炎性産物の吸收を促し或は化膿を催進する等の場合に多く用ゆるものにして濕性溫卷法と乾性溫卷法との二種あり

濕性溫卷法はフランネル、綿花、綿紗、等を熱湯に浸して軽く絞り必要の部位に貼じ油紙を以て被ひ長く溫度を保たしむ

るものにして屢々交換し溫度の過劇からざる様又た冷却せざる様注意せざるべからず又た濕性溫卷法の一種に溫巴布と稱するものあり是は藥草、亞麻仁、大麥等の粉末に水を注ぎ煮て稍々硬き粥状とあし溫を失はざる前に布片に包み尙ほ油紙を以て其表面を覆ひ患部に貼ずるものあり
乾性溫卷法は煉瓦、溫石、食鹽、等を火にて暖め布片に包みて患部に貼じ或は湯婆を用ゆ
其他發汗を促す爲め全身溫濕布繃絡法を應用する事あり是れ必ず醫師の命により其面前に於て行ふべきものにして蒲團の上は大油紙を擴げ其上に熱き湯にて絞りたる廣き西洋手拭數枚を置き患者を其上に臥せしめ手早く全身を包みて顔のみを出し尙其表面を手布にて繃絡溫包し充分發汗したる後ちは感

冒に罹らざる様速かに乾布を以て皮膚を拭ひ乾燥せしむべし
又た冷濕布を以て全身の經絡を行ふ事あり是れ多くは高熱あ
る患者の體溫を下降せしむるために行ふものにして溫濕布經
絡法に異ならず唯だ冷濕布を用ゆるの差あるのみ

芥子泥貼用法

芥子泥は刺戟誘導の目的にて用ゐるものにして産婆は高度の
急性貧血卒倒者等に用ゐるを得べし之を用ゐんには新鮮の芥
子末に冷水或は溫湯を加へて糊の如くに煉り其香氣の著しく
鼻を衝くに至るを度とし厚き布片(方二三寸)に塗りて必要の
部位に貼じ約十五分間許りにして皮膚赤くなり痛を感じるに
至りて剥ぎ取り微溫湯を以て清拭すべし若し皮膚薄弱ある人

ならば皮膚と芥子泥との間に一枚の薄き紙を狭んで貼布する
ときは刺戟過度ならず皮膚を損傷せず便利あり而して芥子の
力を強めんと思はゞ醋を以て煉るか或は「チロシ山葵」を加ふ
べし其力を弱めるには澱粉を混ざるを良し而して總て貼ず
べき部位は醫師の命に従ふべしこ雖も普通は心臓部、兩下脚
及び心窩部ありこす而して數回反覆して芥子泥を貼る場合に
は其都度部位を轉換せざるべからず

瀉血法

少量の血液を漏らし内部の炎症を去るの目的を以て行ふも
のにして水蛭を貼ずるあり吸血を用ゆるあり刺戟を施すあり
然れ共刺戟は醫師にあらざれば行ふ能はざるが故に産婆の習

得すべきは水蛭及び吸血ありこす
 水蛭、水蛭を貼すべき部位は水蛭の数は醫師の命に従ひ先づ患部を露出し清潔ならしめ水蛭を水より出して廣口の小瓶又は吸血又は厚紙製の小管中に投じ其開口端を局部に密接し倒まにするときは水蛭は皮膚に吸着き充分に血液を吸ふたる後自から脱落すべし水蛭若し吸ひ着かざるときは皮膚に少しく砂糖水を塗りたる後ち之を貼すべし若し又た久しく脱落せざるときは食鹽水を洗ぐべし然るときは直ちに脱落するものこす而して水蛭脱落后は消毒綿花を以て暫時局部を壓迫するときは止血すべしこ雖も尙ほ出血を持續せしめんと思はゞ滅菌したる微温湯を局部に洗ぎて血液の凝固を防ぐべし、而して冬にありては夏の如く水蛭の吸引する事強からざるを以て水

蛭を水より出し暫時微温水中に投じたる後皮膚に貼すべし
 吸血、吸血を用ゆるに乾角、血角の二方あり乾角とは吸血中に一二滴のアルコールを滴下し能く振盪し之に點火し其火の消へざるに先だちて手早く皮膚に接着せしむるものにして吸角中の空氣は稀薄となれるを以て其冷却するに當りて皮膚は吸血中に膨隆し其皮膚内に多量の血液を吸引するものなり
 血角とは豫じめ皮膚に數多の小切創を作り其部に吸血を接着せしめて血液を吸出せしむるものにして其小切創を作るには瀉血器を用ゆ而て此法は通常醫師の行ふべき技術にして産婆看護婦は其補助をなすに止まるべし

按摩法

産婆が按摩法を行ふは下肢の浮腫せる妊産婦又は脚氣及び慢性炎症に對し其炎性産物の吸収を容易ならしむる爲め或は下肢の知覺運動障碍等ある場合なるも按摩法は單に局部に作用するに止まらず精神上にも影響し之を鎮靜せしむるの效ある事を忘るべからず

此の按摩法に四種の運手法あり即ち左の如し

(一) 按撫法、こは局部を撫づるの法にして手掌を以て末稍より中心に向ひ軽く全肢を撫づること普通あれども往々又中心より末稍に向てなす事あり特に精神上に影響を與へんとする時に於て然り然れ共眞に炎性産物を吸収せしめんと欲する時は必ず中心に向つて按撫し其方法は腱、筋間等に滲出物ある時は拇指球又は拇指尖を以てし或は兩手を握り兩拇指背を

密接し左右の示中環小指の第一節を櫛の齒状とし其の齒端を以て撫摩すべし

(二) 摩擦法、は手を以て局部を摩擦するの法にして多くは指尖就中指腹或は手掌を以て環状に摩擦し且つ時々全手を以て中心に向つて強撫し或は患部を兩小指球の間にて摩擦壓迫す此法の要點は滲出物を壓搾して周囲の組織内に驅逐するにあり故に必らずしも中心に向つてするに及ばず

(三) 揉捏法、は組織殊に筋を拇指と他の四指間に撮み上げて揉み且つ壓迫するあり

(四) 打拍法、こは手掌或は手の尺骨側或は示中環三指の背面若くは尖端を以て輕打するを云ふ

總て按摩すべき部は衣類を脱ぎワゼリンを塗り又は澱粉、天

瓜粉等を撒布し滑澤をささべれば皮膚の刺戟甚しく患者は苦痛に堪へざるべし而して按摩は朝夕晝夜を撰ばず雖も按摩法のみは成るべく空腹の時を撰ぶを良しす即ち大概食後三四時間を隔つべし又按摩の時間は約十分間を度しす雖も人により長短をくんばあらず

浴法

浴法は皮膚を清潔にし且つ氣孔を開き皮脂汗等の分泌排泄を容易からしめ熱病患者の體温を下降せしめ炎症を去り皮膚の神経を刺戟し或は安靜ならしむるの目的にて行ふものにして全身浴、局所浴の二種あり局所浴は分ちて更らに半身浴、座浴、臂浴、手浴、脚浴の數種をさす其他浴湯の温度により更

に區別して寒水浴、冷水浴、微温湯浴、温湯浴、熱湯浴の五種をさす

- 寒水浴 攝氏 十五度乃至二十度
- 冷水浴 同 二十一度乃至二十五度
- 微温湯浴 同 二十六度乃至三十度
- 温湯浴 同 三十一度乃至三十五度
- 熱湯温 同 三十六度乃至百十度

但し本邦人にては之よりも普通二、三度高きを適當とす

其他灌水浴、射浴、蒸氣浴等も亦た屢々行はるゝものごとす而して浴湯中に藥物を混するを藥浴と云ひ又た藥品の名稱により鐵劑を混するを鐵浴、硫黃を混するを硫黃浴、食鹽を混するを食鹽浴等と名づく而して藥湯に草根木皮を用ゐると思は

ば他の器にて煎じ出し其煎汁を浴湯中に加ふるを良とす
 入浴の時期は空腹時及び食後は不可なり又入浴時間は五分間
 乃至二十分間を以て限りこなし浴後は直ちに乾きたる布を以
 て丁寧に拭ひて濕氣を去り暖かき衣服をつけ感冒をさけしむ
 べし全身浴にして患者自から浴室に行き得るものは特別の注
 意を要せずと雖も重病者又は甚しく衰弱せるものに在りては
 傍より之を介補し場合によりては浴槽中に臥せしめ一定時間
 の後ち又た之を扶け起し乾きたる布を以て拭ひ病床に臥さし
 むべし

浴湯の量は通常肩より頸に至るを度とし必ず温度を検めたる
 のち浴せしめざるべからず時としては入浴中眩暈を起し顔面
 蒼白、脈膊微細とあり嘔吐を催し或は急に卒倒人事不省に陥

る事あるが故に斯かる時は直ちに入浴を中止し赤酒ブランデー
 一、ホフマン氏液等の興奮薬を與へ醫師の診断を乞はざるべ
 からず
 半身浴を行ふには浴槽に湯を胃部に至るまで盛り患者をして
 其中に坐せしむべし
 坐浴を行ふには坐浴盤又は普通の盥に湯を盛り患者の臀部及
 び下腹を湯の中に浸すべし
 脚浴及び手浴は小盥に湯を盛り肘部以下を浸し又たは脚浴盤
 に湯を盛りて脚を浸さしむ
 灌水浴は冷水を用ゆるあり温湯を用ゆるあり先づ患者を空の
 浴盤又は微温湯を盛りたる盥中に坐せしめ灌水桶を以て高所
 より灌水す但し其射勢の強弱及び時間等は其都度醫師の指揮

を受くべし

射浴とは水を身體表面に線狀に灌注する法にして又た屢々温湯を用ゆる事あり

蒸氣浴は發汗を促す爲めにして特別の浴室及び装置を要し終始頭部に冷水を灌ぎつゝ全身の發汗を待つべし、局部の蒸氣浴は桶の中に熱湯を盛り蒸氣の飛散する部に患部をもたらし毛布を以て其上を覆ひ蒸氣に觸れしむ

其他熱氣浴として一定の器具内に患部を入れ其の中の空氣を熱するの装置あり又た電氣浴として浴湯中に電氣を通ずるもの光線浴として密閉せる器中に多數の電燈を點じ患部を其中に置くの装置あり何れも醫師の指揮によらざるべからず

排泄物の検査

産婆の取扱ふべき排泄物中惡露の性質及び其検査すべき要點に就きては既に産褥の條下に於て論述したるを以て茲に略し本節に於ては唯だ痰尿糞便の検査法を述べんと欲す

痰、痰は少量なるあり多量なるあり粘液狀あるあり膿様あるあり或は血液を混ざるものあり(血痰)血液のみを咯出するものあり(咯血)臭氣を發する事あり然らざるあり故に其量、色、臭氣等に就て注意し検査すべし

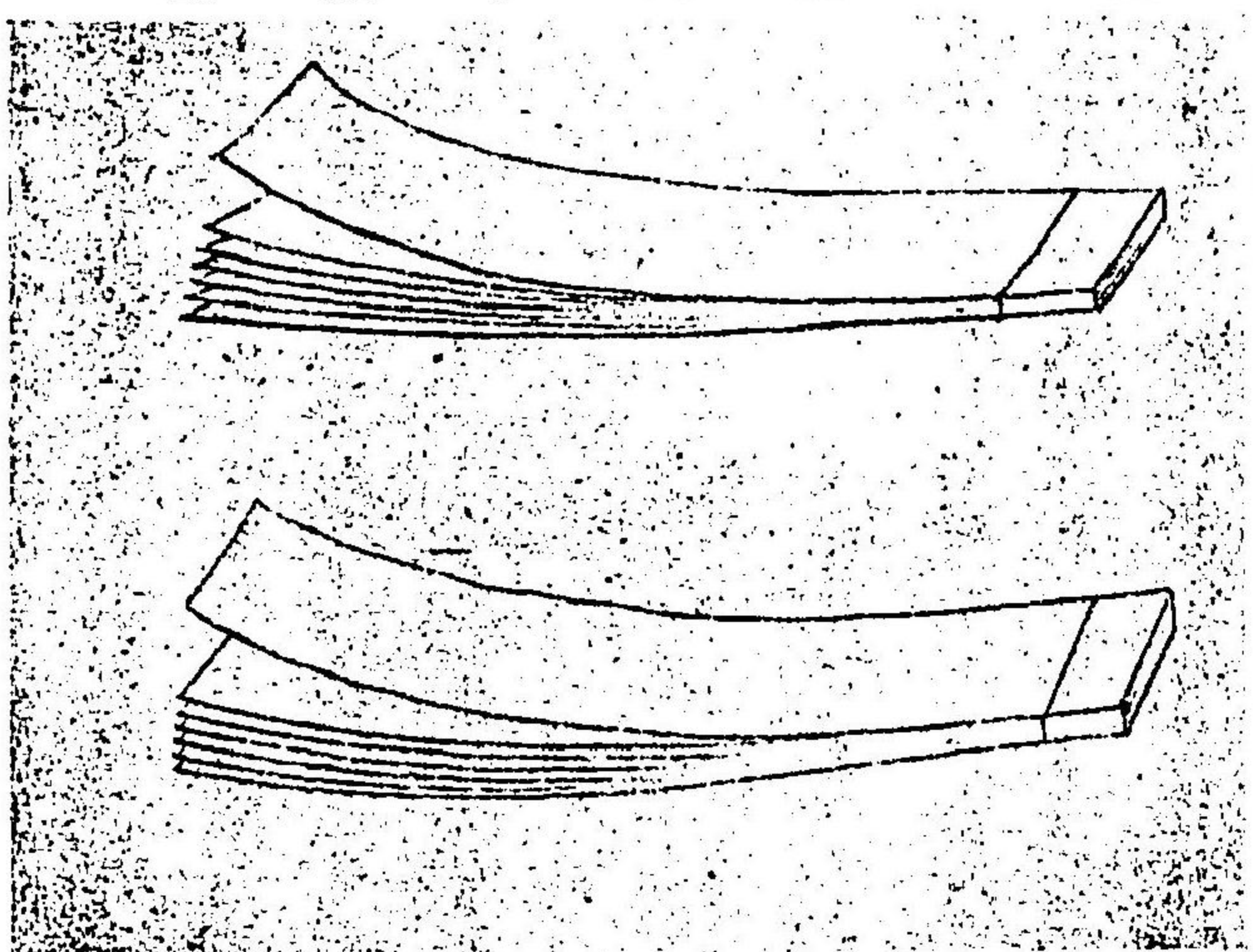
尿、一晝夜に排泄する尿の量は平均千瓦乃至千五百瓦位にして時として甚だ多量なる事あり或は減少する事あり其色淡黄透明なるを常とすれ共甚だ濃厚にして暗褐色を呈する事あり又膿血液を混ざる事あり比重は通常一、〇一五乃至一、〇二〇

あるも時として非常に軽く或は重き事あり（比重は水に比べて其輕重を云ふものにして比重一、〇一五は水分に比し重き事千分の一五に當る）反應は通常酸性なるも時として中性アルカリ性を呈する事あり其他病的尿中には蛋白質、葡萄糖、胆汁色素等の種々の異性分を含有する事あるが故に産婆は常に其量、色、反應清濁等を注意して検査せざるべからず

尿の異常成分は醫師の検すべきものあるも産婆は屢々腎臓炎に遭遇すべきが故に参考の爲蛋白質の検査法及び比重反應の検査法を附記せん

尿量の検査、一晝夜に排出したる尿を悉く一定の容器殊に度目を刻める器に取り其量を測るべし

第 二 百 六 十 三 圖



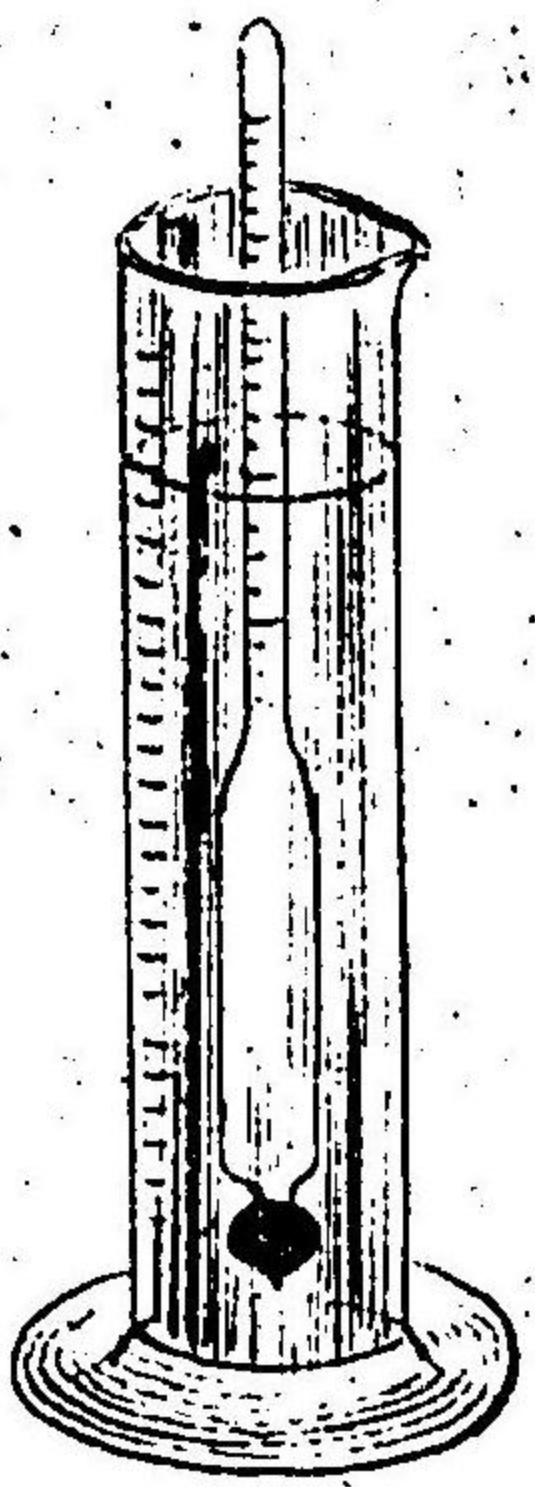
反應試験紙を示す
青色

赤色

反應、反應を検するにはラ
クムス試験紙と稱する青色
或は赤色の試験紙の一端を
尿中に浸して檢す其際若し
青色のものを赤色に變じた
るときは酸性の反應にして
反對に赤色のものを青色に
變じたるときはアルカリ性
なり若し青赤の兩試験紙共
に變色せざるものは中性反
應にして即ち清水の如きも
のは中性あり

比重、比重計を用ひ先づ比重計に附屬せる尿器の一番上の畫度まで冷却せる尿を盛り次で比重計を靜かに沈入せしむ此際比重計に畫せる度

尿の比重計を示す



圖四十六百二第

目の恰も尿の平面に當れるものを以て該尿の比重とす即ち比重計の一、

〇二〇と畫したる處まで沈むときは其尿の比重は即ち一、〇二〇にして水より重き事千分の二十あり

尿中の蛋白を検する法、尿若し混濁せるときは濾過紙を以て濾過し透明となし凡そ十五を試験管に盛り(若し其尿が酸性ならざるときは一滴の稀硝酸を加へ酸性となすを要す)

之をアルコールランプ上に熱して煮沸せしめ若し強く溷濁するときは蛋白質を含有する事を證明するに足る然れ共燐酸土類等に由りても少しく溷濁すべきが故に尙ほ精確ならしめんと欲せば其上に少量の硝酸(尿の約十分一)を加ふべし然るときは燐酸土類による溷濁は忽ち消失するも蛋白による溷濁は決して消失する事をし

糞便(便通)、便通は食物の性質と其の量とにより異なれども健康人に在りては一晝夜に一回乃至二回あるを常とす而して糞便は普通褐色の軟塊なるも時として水様なるあり米泔汁様かるあり黒色なるあり黄色なるあり其黒色なるは血液の混ぜし場合又は蒼鉛鐵等の内服に由りて來り或は厭ふべき惡臭を放つあり粘液を混ざるものあり又た寄生蟲殊に屢々蟻蟲と稱

する白髪くちかみの如き白色の細長き(長さ約一乃至五仙迷)もの蜘蛛クモと名附くる「ミ、ズ」に等しき赤色桿状かんじょうの蟲ムシ或は蠶サナギの節片せつぺんを混ずる事あり故に産婆は其量、色、稠度、臭氣、異物等に就き注意して検査すべし

第四百十六節 産婆の用ゆる綱帶

綱帶に二種あり一を卷軸帶くわんせきたいと云ひ他を巾帕帶きんぱたいと云ふ卷軸帶くわんせきは通常晒木綿一反を四つ又は五つに裂き其一端より普通の卷物まきものを巻くが如く巻きたるものにして之を使用するには四肢軀幹等目的の部に其一端より適當の壓を加へつゝ螺旋状らせんじょうに纏絡すべし而して産婆の之を應用する場合は兩下肢の浮腫うしづみ或は大失血の際食鹽注射の際臍包帶四肢の濕布卷法(濕布綱帶)の場

合等なり

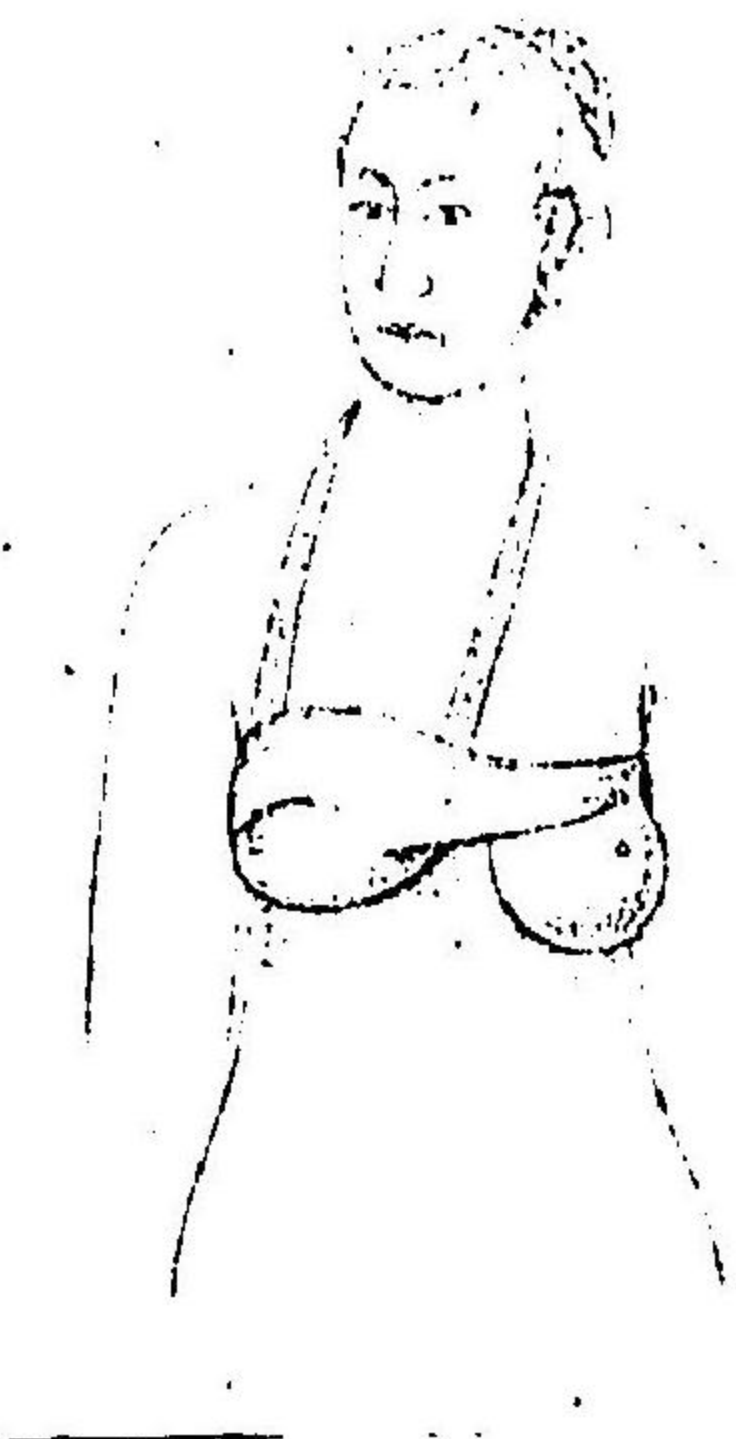
巾帕帶は局部を被包するの目的に用ゆるものにして其形狀大小種々あれ共産婆の多く使用する場合は腹帶、丁字帶及び提乳帶ていじゆありこす腹帶は妊娠中に於ては一巾の木綿又はフロンテルを廣げて腹部に纏絡するに止まれ共産褥中又は下腹の温卷法等に際しては診察の度毎に之を弛め或は濕布交換に際し不便多きが故に長さ三尺餘りの木綿又はフロンテルを二枚又は數枚を重ねて背部に敷き其内層のものは漸次衣服の前を合すが如く腹壁上に交叉し最外層の一枚の兩端は四つ乃至六つに裂き其各裂片を腹部を於て結び合すか或は上方又は下方より少しく斜めに順序よく交叉して重なり合はし最も終りの裂片を結び合せ置くを良こす最も濕布卷法(濕布綱帶)のこきは腹部に濕布した

丁字帶は半巾にて造れる男子の越中褌に等し

るガーゼ(又は木綿ツランテル)及び油紙を貼じたる上に腹帶ををし産褥中は方六寸乃至一尺位の綿を包める小蒲團一枚を下腹部に貼じたる上に腹帶す胸部の綱帶及び兒の臍綱帶も斯くの如くするを便利なりとす腹壁の弛緩せるもの懸垂腹等の場合には特に調製せる腹帶あり

丁字帶は半巾の木綿約三尺許りのもの、末端に腰部を繞らす提乳帶を施せるを不す

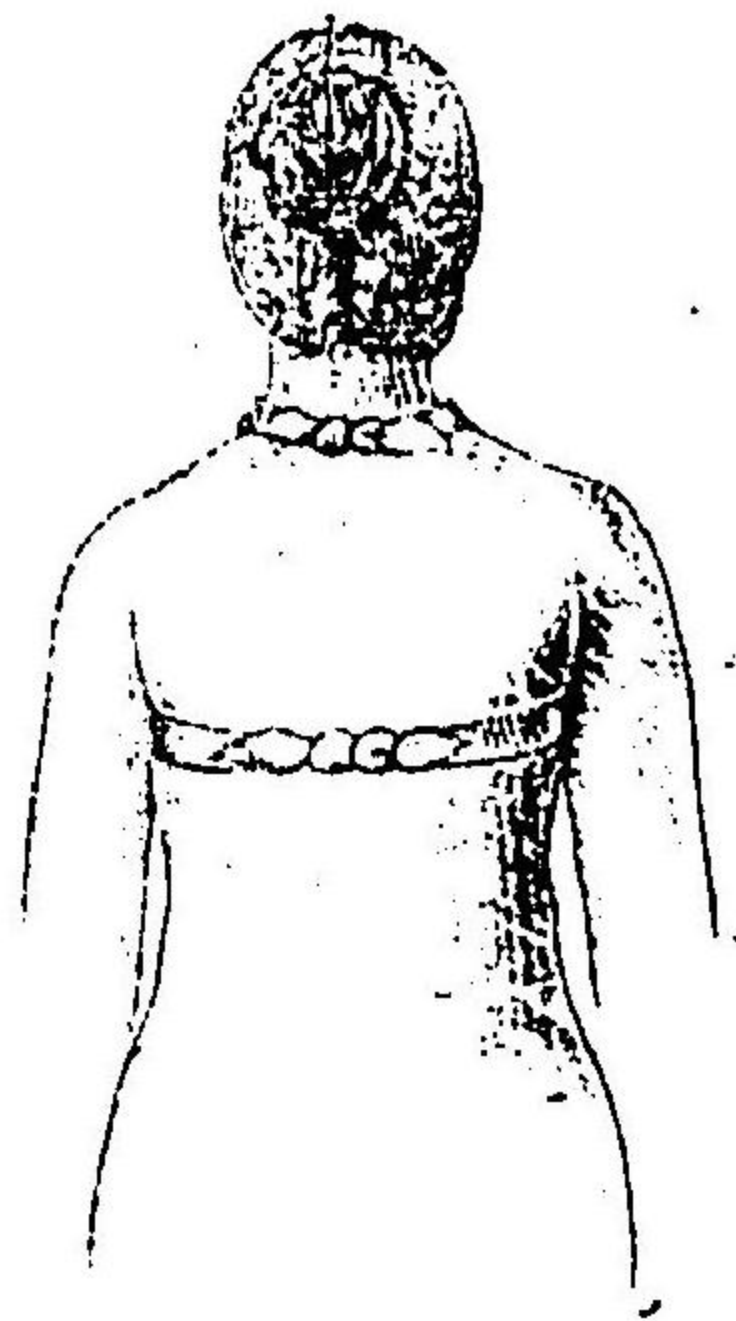
(甲)圖五十六百二第



(前面より見たるもの)

に足るべき木綿の紐を附したるものにして之を應用するには其紐附の處を腰部に抵て左右の紐を腹壁上にて硬く結び中央の木綿は薦骨部より會陰外陰部を越へて

(乙)圖五十六百二第



(後面より見たるもの)

下腹に來らしめ紐と腹壁の間に狹みて固定す此の際其布片の末端を二つに裂き紐の前より後ろにくゞらし其末端を左右に牽引したる後ち結び合はすときは身體の移動に際して弛まざるの便あり

(正規産褥婦看護法の條下に於ける圖を見よ)

同

するも可あり之を提乳帶と云ふ

第百十七節 麻醉法を施す時の注意

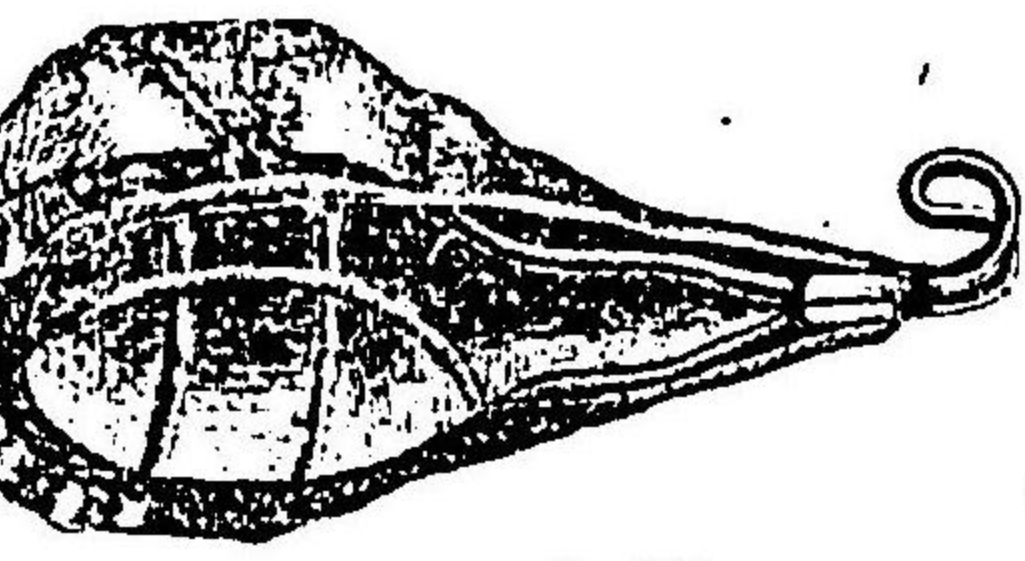
産科手術を行ふに當りて産科醫は屢々全身麻醉法を用ゐる産婆は其助手となりて立働くの場合多きを以て産婆が此の麻醉法の大要を知るとは甚だ必要なり

全身麻醉に用ゆる藥劑は通常「クロ、ホルム」にして麻醉を行ふ前に當りて注意すべきは胃及び腸を空虚からしむる事、身體の清潔にあり故に前以て手術を要する事明らかなるときは醫師は蓖麻子油の如き下劑を與へ且つ浣腸を命ずべし若し下劑を與ふる暇なきときは單に浣腸のみを命ずべし是れ胃及び腸の充滿するときは麻醉に時間を要し殊に屢々麻醉中嘔吐

擊劍に用ゐるお面の小なるものなり

を發し危険に陥るの恐あるを以てなり而て麻醉を行ふ以前殊に下劑を與へたる後には全く斷食せしめ假之一杯の湯水たりとも與へざる事肝要なり又た身體の不潔は微菌の附着により慮らざる危険を招くにより普通の場合に於ては手術前に必ず全身浴をあさしめ殊に手術すべき部分を丁寧に清洗すべし然れ共臨産婦の如き入浴する事能はざるものは其手術すべき部分を消毒法に於て習得したるが如く嚴重に消毒するを要す麻醉に要する器械は「コロ、ホルム」を浸して嗅がしむる假面及びコロ、ホルムを點滴する滴瓶竝に口を開く開口器舌を牽出する舌鉗子綿花又は綿紗片を篋みて吐物又は粘液を拭き取る麥粒鉗子等ありとす

假面は手掌大の金屬性棒にして其中央三四條の金屬線あり全



圖六十六百二第

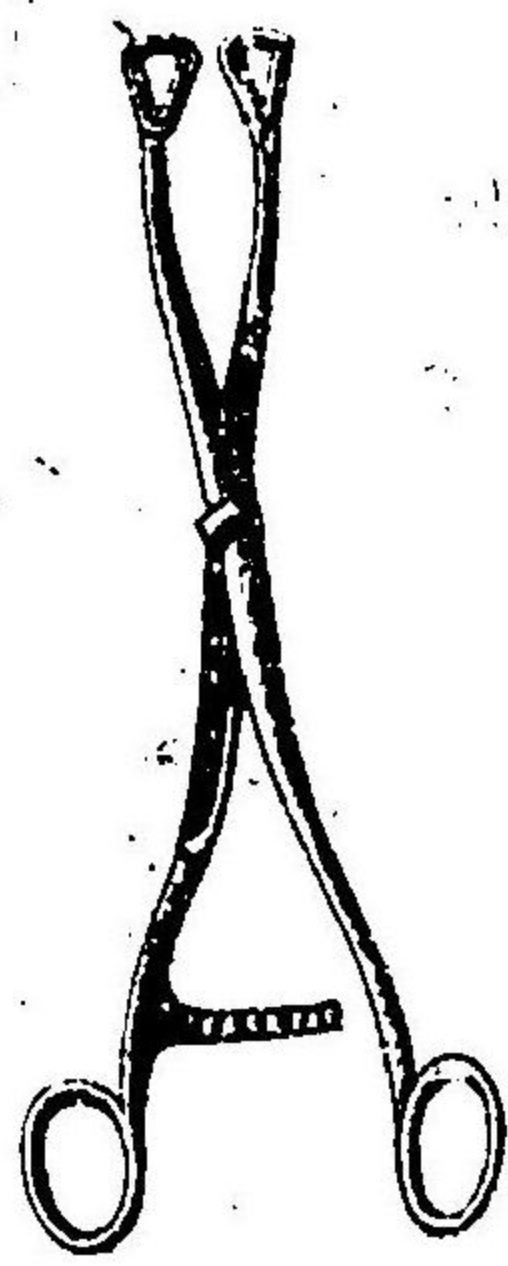
假面を示す

滴瓶を示す



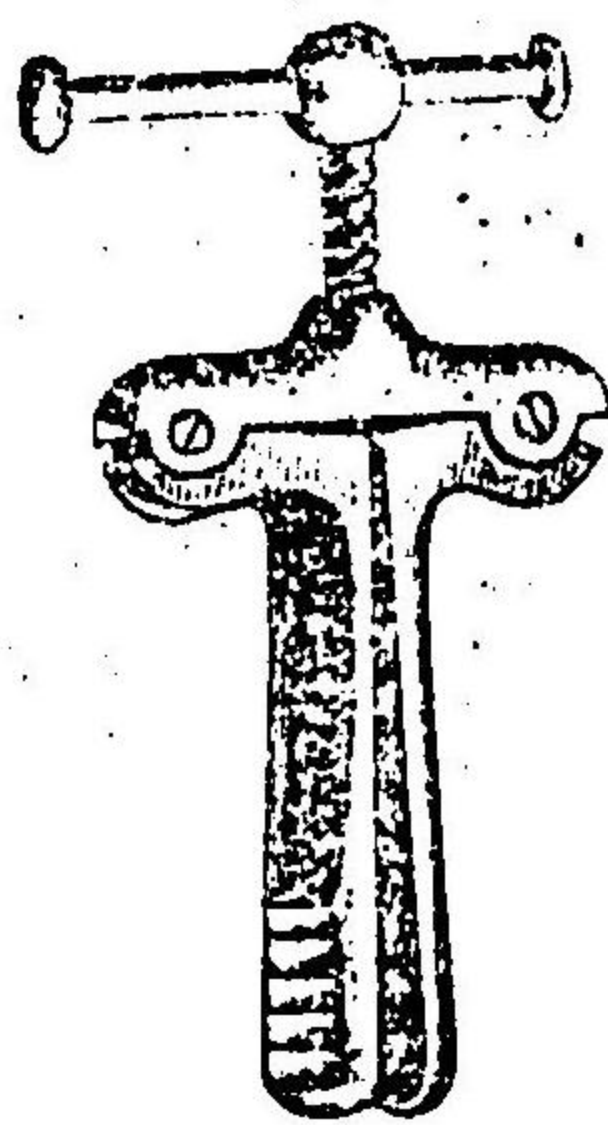
圖七十六百二第

圖八十六百二第



舌鉗子を示す

體は穹窿状をなしフランネル又は綿紗を以て被へるものあり
 麻醉の始めに當りては毎常身體殊に呼吸器血行器の診査をなし麻醉を行ふも危険なきや否やを確かむるの必要あり之雖も此は醫師の任にして産婆の能くする處にあらず産婆は唯だ發熱咳嗽齶齒義齒の有無を検し忠



圖九十六百二第

開口器を示す

者の酒量を尋ね醫師の參考に供すれば足れり而して産婦を仰臥せしめ義齒あらば之れを取り去り枕を低くし肩を平均せしめ帶を解き衣襟を開きて呼吸を容易

麥粒鉗子を示す



圖十七百二第

ならしめ布片を以て兩眼を覆ひて藥液の眼内に入るを防ぎ次で滴瓶に入れある「クロロホルム」數滴を假面内に點滴し之れを鼻及び口腔上にもたらし靜かに呼吸を營ましめ其のクロロホルムを假面上

より点滴して麻醉に至らしむ而してクロ、ホルム吸入の初期に在りては産婦は興奮状態を呈し顔面潮紅、脈膊頻數となり高聲を發し或は起き上らんこし種々の動作をあすが故に負傷を來さざる程度に是を固定し以て「クロ、ホルム」を持續点滴するときは暫時にして安靜となり脈は緩徐となり全く麻醉するに至るべし其實際麻醉せるや否やを知らんこ欲せば眼瞼を開き眼球に指を軽く觸るべし未だ麻醉せざる間は直ちに自から眼瞼を閉すも(眼瞼の反應)麻醉に至れば自から閉づる事あり若し麻醉薬過量ある時は呼吸不正となり脈搏微弱緩徐となり遂に呼吸器及び心臟の麻痺を來して死に至る事あるが故に常に脈膊と呼吸に注意する事肝要なり其他麻醉中に來る危険なる症状は嘔吐及び窒息なり嘔吐は多く麻醉の未だ充分なら

ざるに由りて來るものにして此際顔を仰けあるときは吐物は氣道内に流入し窒息を來すの恐れあるにより直ちに顔面を側方に向はしめ少しく頭部を高め吐物の流出を謀り且つ口腔内に滞留せる吐物及び粘液を除去せざるべからず窒息は多く舌下垂し喉頭を閉すか或は呼吸筋の麻痺に由りて來るものにして舌下垂するときは手指を兩下顎隅角の下にて下顎を前下方に壓排して保持すべし尙ほ效なきときは開口器を臼齒の側方より挿入して口腔を開き舌針子を以て舌を狭み牽出すべし既に窒息せるときは直ちに麻醉を止めて人工呼吸法を行はざるべからず若し麻醉不充分にして故意に呼吸を止めたる時は胸部を軽く手を以て打つか或は續いて「クロ、ホルム」を嗅がしむれば足れり

手術終るとき産婦は多く未だ麻酔中にありて人事を辨ぜざるが故に産婆は細心注意して殊に呼吸脈膊顔色等に心を配はり若し異常あらば直ちに醫師に報告し麻酔半ば醒め大聲を發し或は起立せんこし手足を動かす事あるも暴力を加ふる事なく之を止めて手術部に觸れざらしめ麻酔醒め渴を訴ふる事あるも決して飲料を與ふべからず烈しき嘔吐を發するの恐れあり殊に既に嘔氣あるものに於て然り假之嘔氣なきも醒覺後數時間の間は全く飲食物を與へず單に氷水を以て口を含嗽するに止むべし而して手術後は腦貧血を起し易きが故に常に頭部を低くし高き枕を用ゐざるを良とす

第一百十八節 産科手術に用ゆる器械

の名稱及び其取扱法

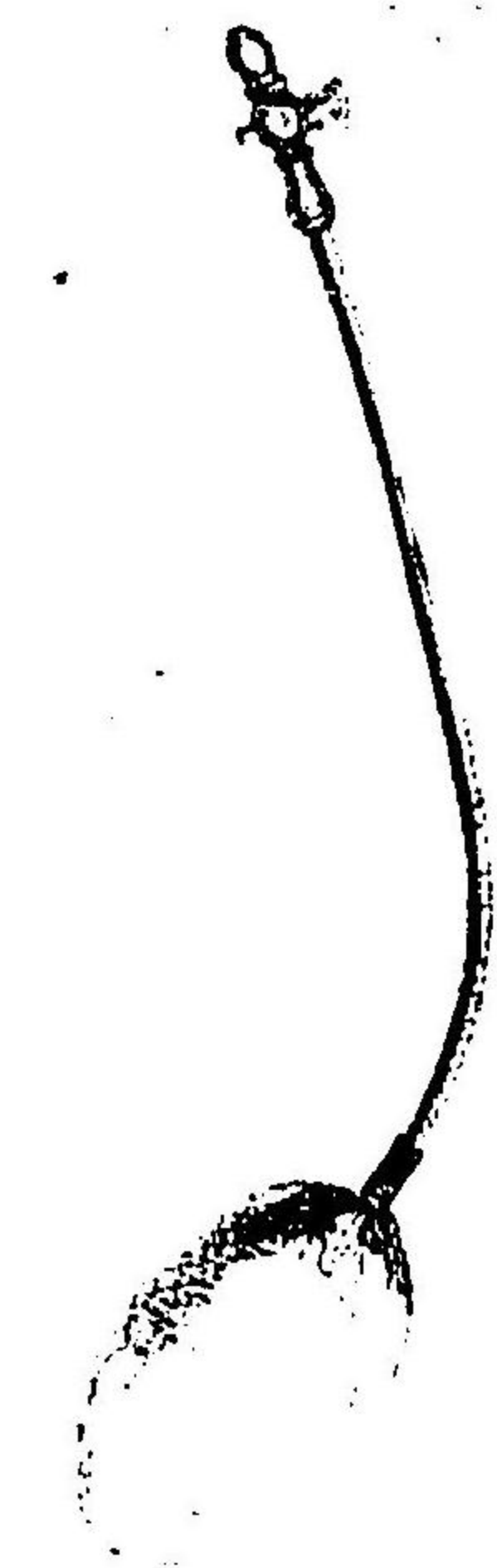
産科醫が産科手術をなすに當りては産婆は助手とあり諸種の助けをなさざるべからざるが故に産科醫の用ゆる器械の名稱は勿論其取扱法の大要を知る事甚だ必要あり然れ共器械たるや其數及び種類多くして一々枚舉さいきよに暇あらざるが故に茲には普通用ゆるものゝみに就きて述ぶべし

器械消毒法は既に産婆器械の消毒法に述べたるものに等しく煮沸消毒又は藥物消毒を行ふべし殊に産科用器械は直接子宮腔内に挿入し或は新らしき創面を造るもの多きが故に一層注意して消毒を行ふべき事勿論ありとす

子宮口の開く事遅きか或は充分あらざる際其の擴張を急速ならしめんが爲めに産科醫は「メト、ロリ、ン、テ、ル」なるものを用ゆ

此者は一の護謨球の一端に護謨管附随し括栓を有する圖の如きものにして用法は能く消毒したるのち球内を空虚とし縮少子宮口を開くに用ゆるメトロリンテルを示す

圖一十七百二第



せしめて第二百七十圖の如き麥粒釘子を以て縦に狭み子宮腔内に挿入し護謨管の開口端に

浣水器の嘴管を接續せしめ括栓を開き消毒液或は滅菌水を注入して護謨球を膨張せしめ次で其括栓を閉ちて液の流出を防ぎ其末端に重錘を附し寝臺の端に懸垂し或は臥床端に結び附け牽引せしむ

此の「メトロリンテル」は小なる動物の膀胱と護謨管を一つ

側板は一に腔壓抵器と稱す

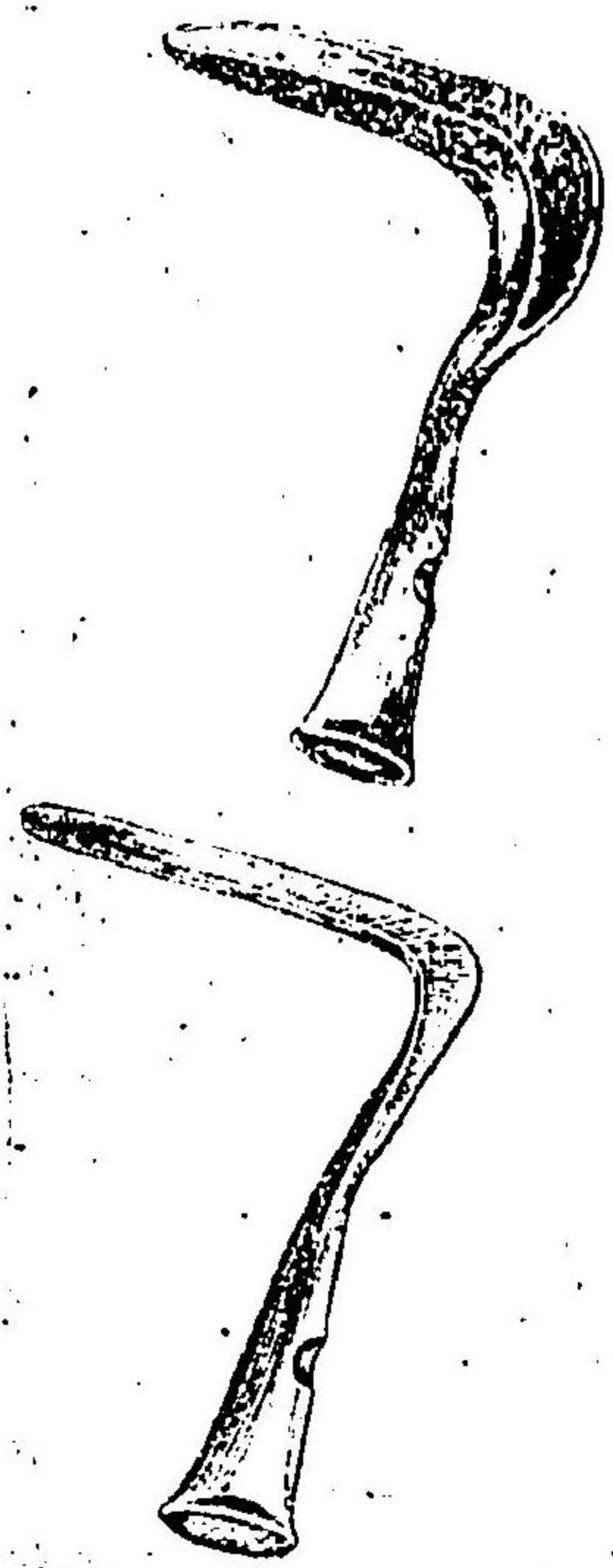
の小なる竹の管又は嘴管に由りて接續し臨時代用する事を得

以上の護謨球挿入に就ては子宮口を眼のあたり見る事肝要あるが故に腔を開くが爲めに子宮鏡を用ゆ

子宮鏡は通常圖の如きジモン氏の子宮鏡と名附くる半管狀にして柄を有する物を用ひ之を腔の後壁に懸け側板なるものを

ジモン氏子宮鏡並に側板を示す

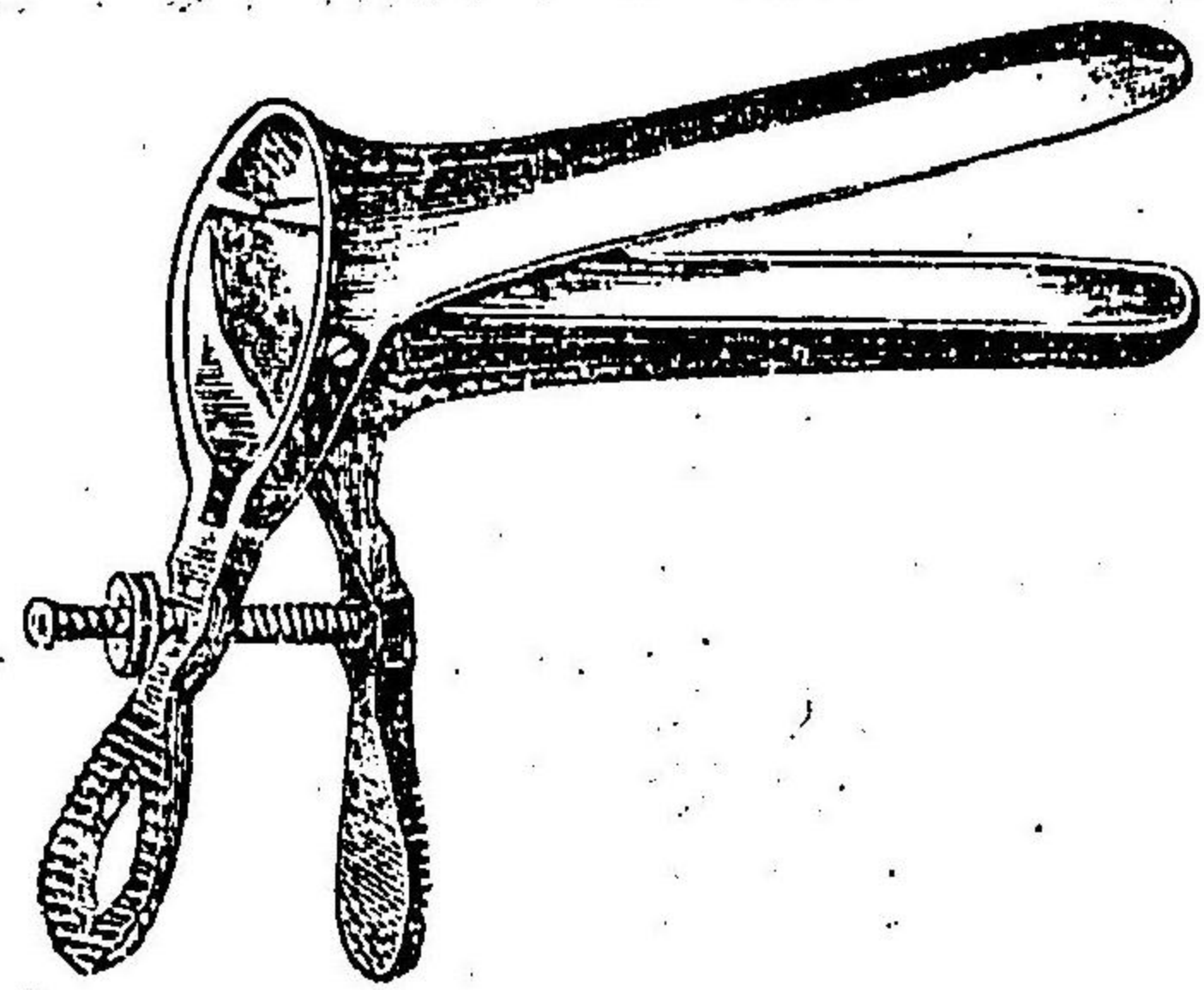
圖二十七百二第



前壁に貼じて腔を開くの用に供す産婆は自己の手指及び子宮鏡を嚴

重に消毒せる後ち兩手に子宮鏡と側板との柄部を握り産婦の側方に座をしめ先づ子宮鏡を徐

圖 三 十 七 百 二 第



徐に且つ軽く膣の後壁に沿ひ挿入し次で側板を同様前壁に沿ひ挿入し膣を開き醫師の手術中同一の力を以て保持し居らざるべからず而して手術終り之れを取り去らんには側板を先にし子宮鏡を後ちにすべし若し助手あき

ときは産科醫は圖の如きクスコ子宮鏡(又は二瓣子宮鏡)あるものを

クスコ子宮鏡(一名二瓣状子宮鏡)を示す

圖 四 十 七 百 二 第



單鈎鉗子を示す

油を塗り之を斜めにして膣の後壁に沿ひ徐々に深部に挿入し膣穹窿部に達すれば少しく此を引き戻したる後ち二枚の把柄間にある螺旋を捻轉するときは其尖端は自から開き子宮膣部は兩嘴の間に現はるべし産婆が膣の栓塞法を行ふに當りても此の子宮鏡を用ゆる事必要にして目的の手術を終り之を取り去らんごするには再び把柄の螺旋を捻じ戻すときは嘴端は自ら閉じ容易に抜き去り得べし

産科手術に際し子宮膣部を固定する爲め醫師は圖の如き單鈎

鉗子又は雙鈎鉗子を用ひ

頸管の切開等を行ふには

刀又は柄長くして尖端少

しく彎曲せる剪刀を用ゆ

第二百七十五圖 雙鉤鉗子を示す



此際血管より出血する事

あらば圖の如きペアン鉗子又はシーベル鉗子を以て挟み捻轉するか或は少

なる結紮絲を以て結紮す子

宮口已に開大し卵膜既に破

裂するも兒頭先進せず母兒

兩體の危険を發するか或は

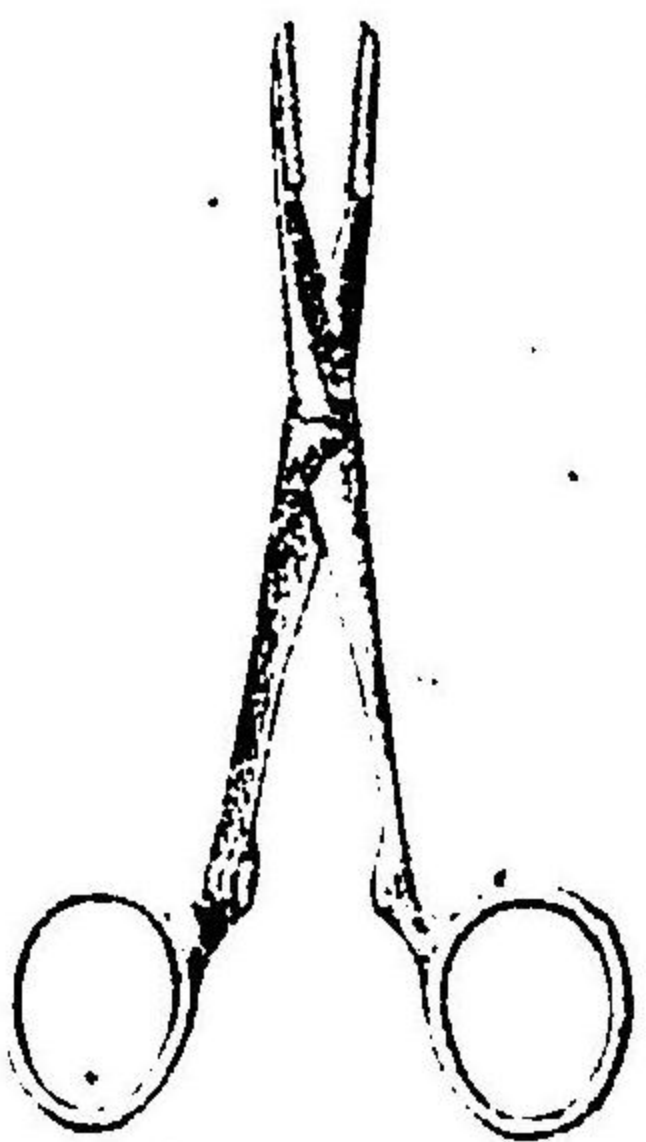
子宮口開大後二時間以上を

經過するも兒頭の先進遅く

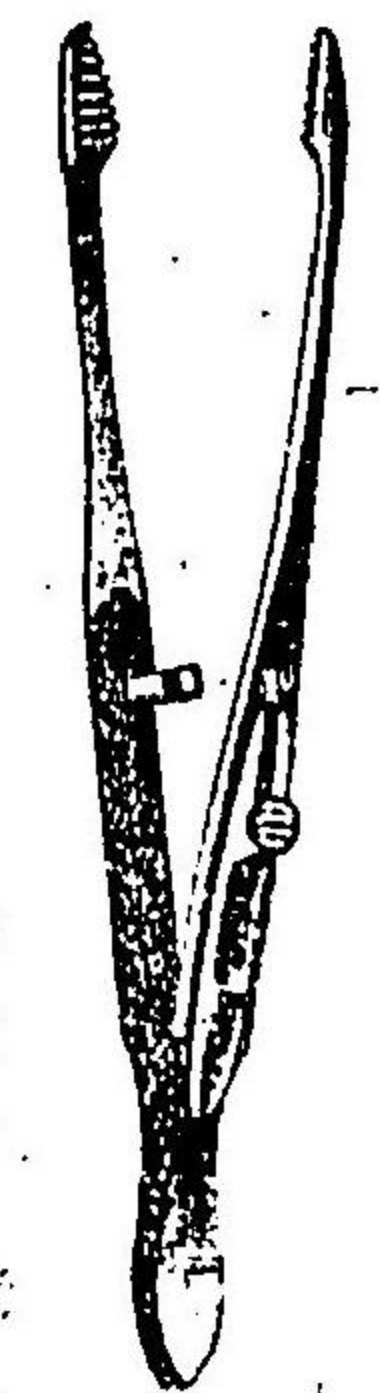
母兒兩體の危険あるもの或

は甚しき陣痛微弱にして分

ペアン鉗子を示す

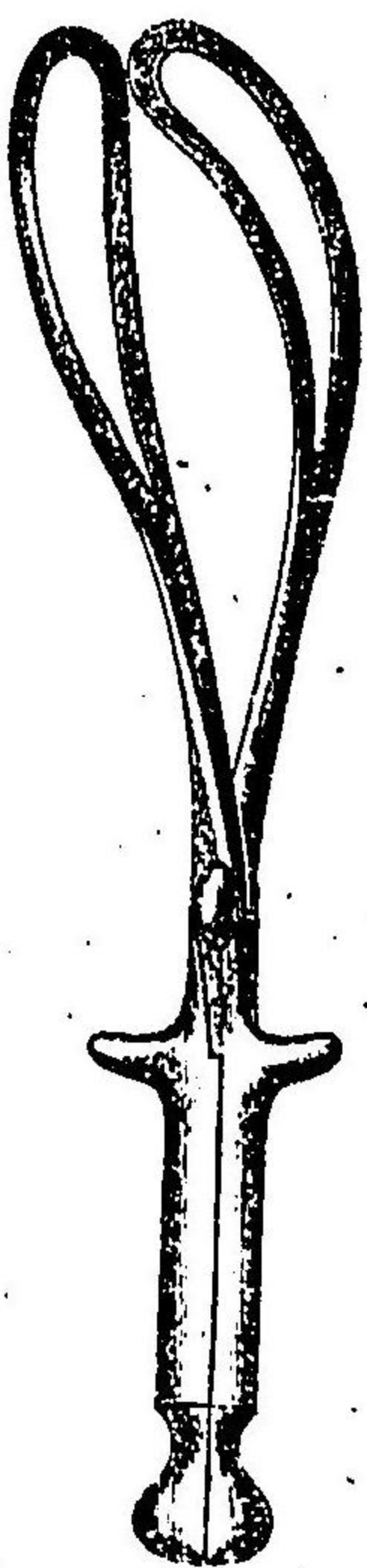


第二百七十七圖 シーベル鉗子を示す



第二百七十九圖

圖八十七百二第



安全鉗子一名産科鉗子を示す

娩長時間に

互り母兒の

危険を來せ

るもの等に

ありては産

科醫は兒を損害する事なく安く分娩を終らしむる爲め安全鉗

子一名産科鉗子なるものを以て兒頭を挟みて牽出すべし

安全鉗子とは圖に示せる如き左右二葉の匙狀臂が一の鎖に由

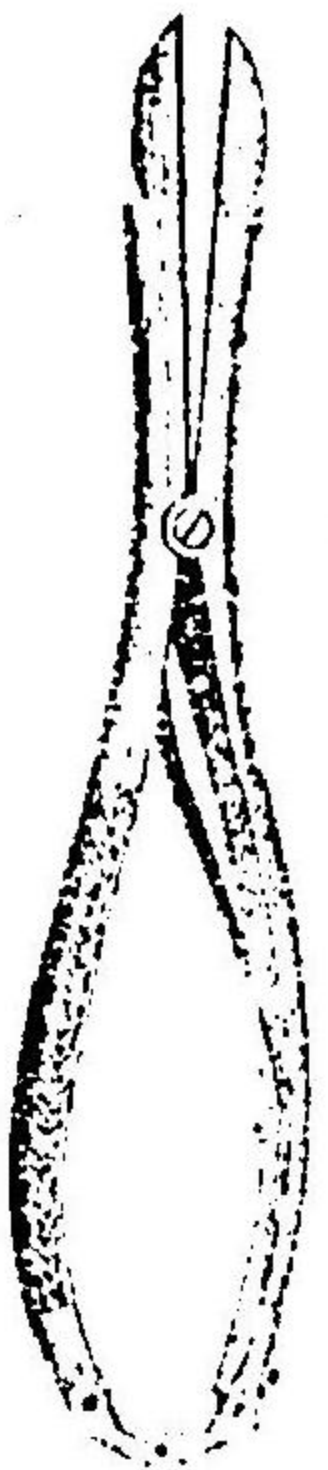
第二百七十九圖

て交叉關節せるものにして

左葉には鎖部に突出せる軸

を有し右葉には之に對する

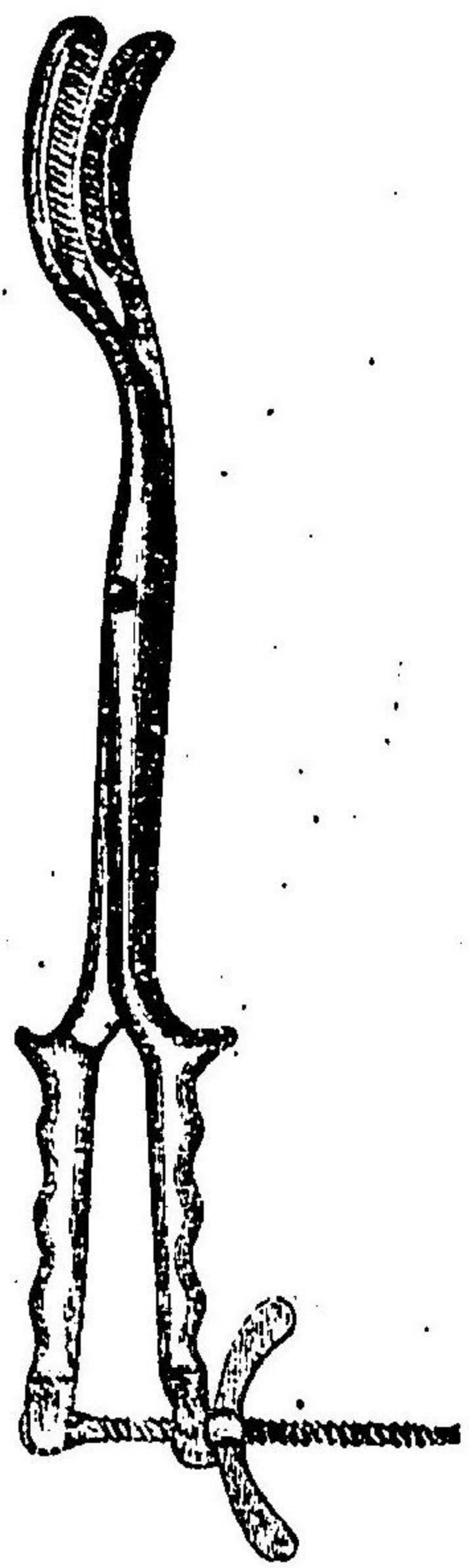
截痕を有す而して之を使用



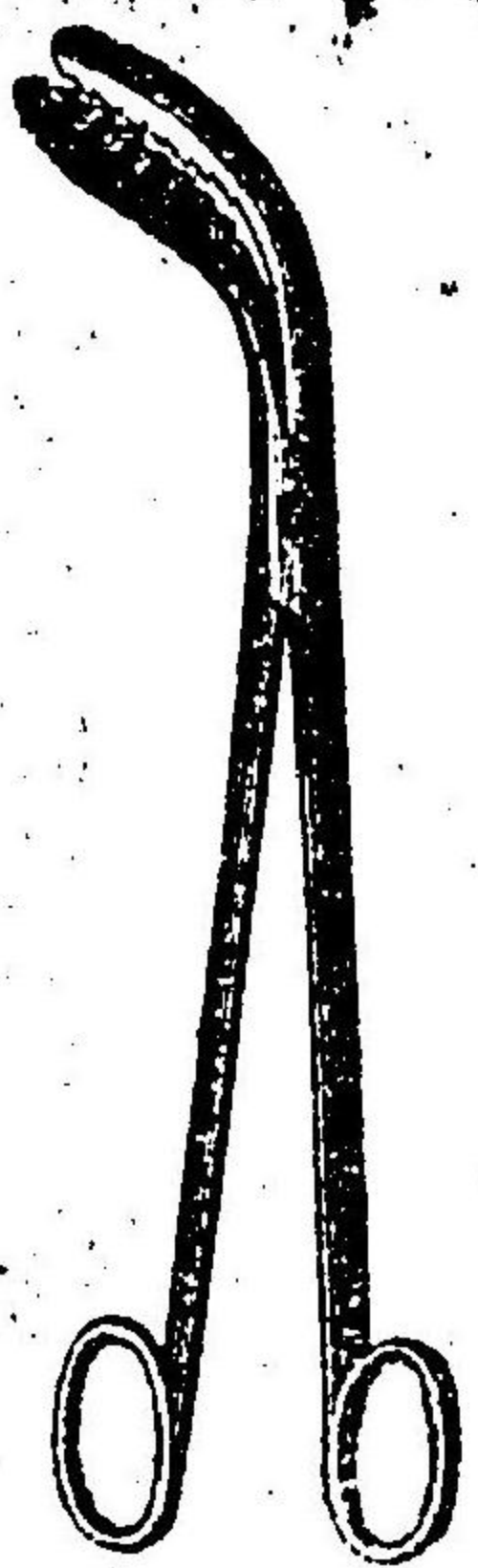
穿顱器を示す

碎頭器を示す

圖十八百二第



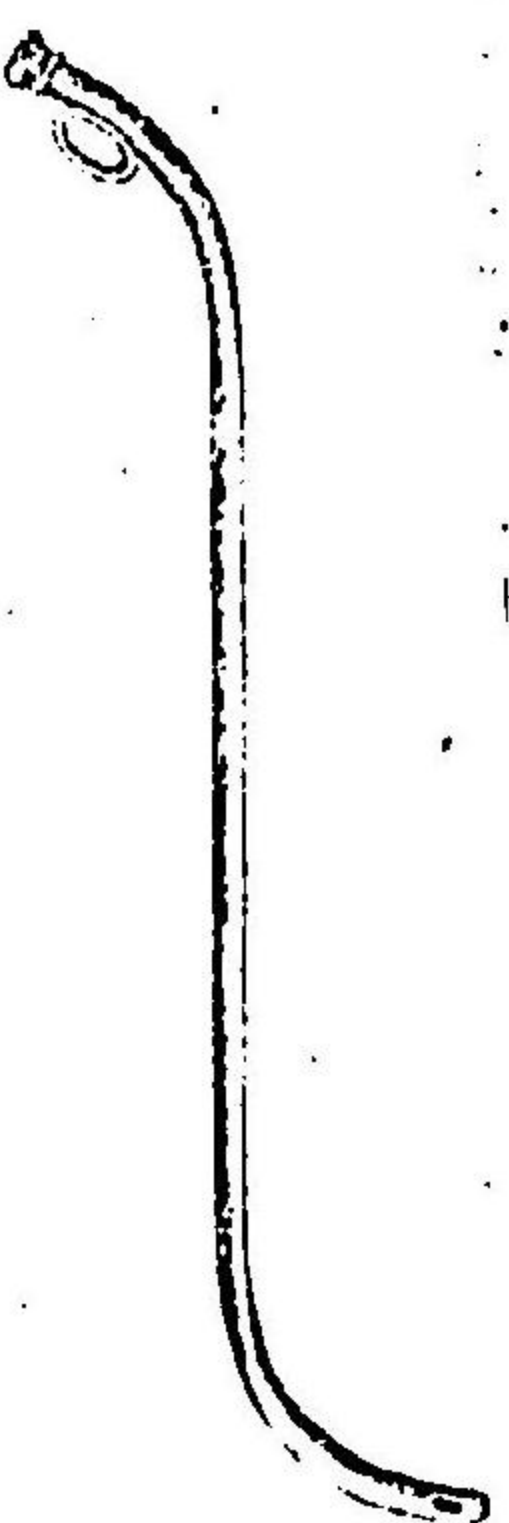
するには先づ左葉を挿入して兒頭の側に貼じ助手に持たせ
二百八十一圖 骨鉗子を示す



置き次に右葉を挿入して兒頭の他側にあって鎖部の關節を合して兒頭を牽出するなり故に産婆は其兩葉の外側に充分石炭酸阿列布油を塗りたるのち鉗子を合せ其の左手を以て握るものは左葉なるが故に先

圖二十八百二第

S字状男子用尿道カテーテルを示す



を要す兒既に死亡し頭部の産出困難あるときは産科醫は屢々穿顱術なるものを行ふものにして之に要する器械は穿顱器碎頭器骨鉗子及び金屬製男子用カテーテルありとす

穿顱器とは圖に示すが如く外側に刃を有する剪刀の如きものにして中央に一の關節を有し胎兒の頭顱に刺入し左右の把柄を握りて相近接せしむれば尖端の刃は左右に開きて切創を造る而して穿顱終れば流水器の護謨管の末端に金屬性男性カテ

つ之を醫師に渡し其

挿入終らば一手を以

て醫師の命に従がひ

軽く之を保持し他手

を以て右葉を差出す

ーテルを附し頭蓋の内容を破碎し滅菌水又は消毒液を以て之を洗ひ出し次では碎頭器を用ゆ

碎頭器は(一名クラニオクラスト)圖に示すが如く一の有窓の

第二百八十三圖 産科鉤を示す



第二百八十四圖 断頭鉤を示す



外葉と此窓に適合する内葉よりなるものなり或は内外中の三葉を有するものありて中央の關節によりて交叉し把柄の末端に各葉を緊閉すべき螺旋を有する桿を附するものにして穿頭器を以て穿孔したる頭蓋内に

第二百八十五圖



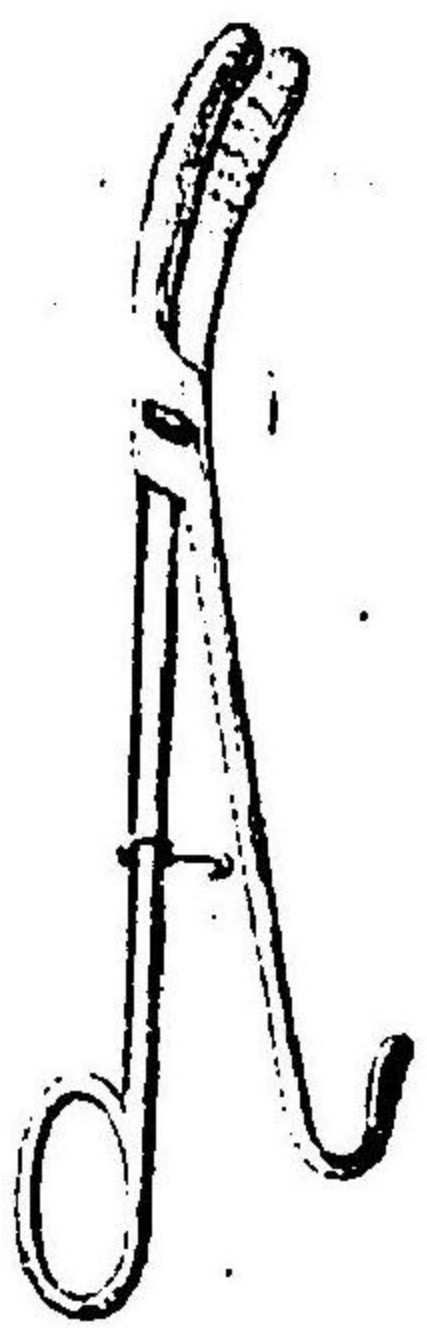
回轉紐を示す

先づ碎頭器の内葉を挿入し次に其外葉を挿入して頭部の一侧に貼じ關節を合して末端の螺旋を緊むれば頭部は碎頭器の二葉間に狭まれ摧挫せられ縮少するにより容易に娩出し得るものなり此際頭蓋の骨片を取り去り又は単に骨を狭みて娩出するの目的を以て圖に示す如き骨鉗子を用ゆる事あり又た時として醫師は此等の牽出器を用ゆる事なく産科鉤を兒頭にかけて挽き出す事あり産科鉤は圖に示すが如く一端は強く屈曲して鋭く一端は鈍く曲つて何れも鉤状をなすものなり又は稀れには兒體と兒頭を各列に産出せしむる目的にて胎兒頸部を離断するが爲めに断頭鉤と稱するものを

用ゆ此者は圖の如く一端は稍々鋭く曲れる鈎に終り一端は撞木状もくじょうの柄を有するものあり

横位にして上肢脱出せるとき内回轉術を行わんとするに際し兒の上肢を縛りて固定する爲め回轉紐なるものを用ゆる事あり回轉紐わいていとは圖に示すが如き其の一端係締くわていをあせる巾一仙迷半長一迷餘りの恰かも平打羽織紐に等しきものを云ふ産科醫は是にて脱出せる上肢の腕關節部を隘せまり産婆をして紐を保持

第二百八十六圖 胎盤鉗子を示す



せしむべし而して保持の目的は上肢舉上し回轉の後ち骨盤端位挽出術に於ける障礙を防ぐに止まるが故に力を用ひて引くを

要せず唯だ紐の弛緩せざる様注意すれば足れり
胎盤卵膜の一部子宮内に残留し甚しき出血を來すときは産科醫は屢々圖に示す如き胎盤鉗子たいばんせんしなるものを用ゐる之を除去すべし(多くは流産時)

會陰破裂頸管破裂其他軟部産道の破裂あごを生ずるときは醫師は縫合を行ふものにして之に要する器械は縫合針、持針器ちしんき及び縫合絲ぬいごありこす縫合針は大小竝に曲直等數種あれ共普通用ゆるは弓狀に彎曲せる長さ二仙迷より三四仙迷に至るものにて末端に存する孔に長さ約一尺許りなる縫合絲を貫き圖に示すが如き持

第二百八十七圖 持針器を示す



針器ちしんきを示す

第二百八十八圖



子宮洗滌用カテーテルを示す

れ共通常用ゆるは絹絲を消毒したるものにして亦た屢々ケツトグート又はテグスを用ゆる事あり

分娩後或は産褥中殊に産褥熱患者に對しては屢々子宮腔内洗滌を行ふものにして此際用ゆる子宮洗滌用カテーテル一名ブーセマン氏カテーテルと稱するは圖の如く末端二重管となり其兩側に窓を有するものにて浣水器の護膜管の尖端に連結し用ゆるものなり

針器の兩葉間に挟み末端の撥揆はじきを固定して縫合す此際創縁を固定するには有鉤の鑷子を用ゆ又た縫合絲は種々あり

以上は唯だ其大要を擧げたるものあれば産婆は其都度醫師の指揮を受け其取扱をなさざるべからず

新撰産婆學後編 終

附 録

産婆たらんと欲するもの竝に産婆の 心得べき諸規則

明治三十二年七月十八日勅令第三百四十五號を以て産婆規則を發布せられ是にて一ヶ年以上産婆の學術を修業したるうへ産婆試験に合格し年齢満二十歳以上の女子にして産婆名簿に登録を受けたる者に非ざれば産婆の業を営む事能はざるに至り續て明治三十二年九月六日内務省令第四十七號を以て産婆試験規則發布せられ試験を施すべき學科等を制定せられたり今産婆生徒が一定の修業を終へ産婆試験を受んと欲せば府縣廳より示されたる日限迄に左の書式により願書正副二通竝

に産婆學校産婆養成所の卒業證明ある修業證書又は産婆若くは醫師二名の證明ある修業履歷書正副二通を製し願書の一通へは試験料として金壹圓の収入印紙を貼布し（但し消印は官廳に於てせらる）市に在ては區役所又は市役所地方に在ては村役場に差出すべし

産婆試験願（雛形）「用紙美濃白紙」

原籍

寄留地

族籍 姓名

生年月日

印紙
貼用

右私儀明治 年 月産婆（實地）試験相受度別紙規定ノ書類相添へ此段奉願候也

年 月 日 右

姓名

（出願者の姓名と宛名の間は凡て半枚の餘白を要す）

府知事又ハ縣知事何某殿

履歷書（雛形）

原籍

族籍 姓名

生年月日

一明治 年 月 養成所ニ入學同 年 月同所卒業

一同 年 月ヨリ 年 月ニ至ルマデ病院（何某醫師）ニ從ガヒ産婆學及ビ産婆實地修業

右履歷相違無之候也

年 月 日 右

姓 名 印

產婆試驗規則

明治三十二年九月六日內務省令第四十七號を以て發布せらる
即ち左の如し

第一條 產婆試驗願出ノ期日、舉行ノ期日、場所ハ地方長官
之レヲ告示ス

第二條 試驗科目ハ左ノ如シ
學 說

第一、正規妊娠、分娩及ビ其取扱法

第二、正規產褥ノ經過、及ビ褥婦、生兒ノ看護法

第三、異常ノ妊娠分娩及ビ取扱法

第四、妊婦、產婦褥婦生兒ノ疾病、消毒ノ方法及ビ產婆心得

實 地

第一、實地試驗若クハ模型試驗

第三條 學說試驗ニ合格シタル者ニ非ザレバ實地試驗ヲ受ク
ルコトヲ得ズ

第四條 學說試驗ニ合格シ實地ニ落第シタル者、又ハ實地試
驗ヲ受ケザル者ハ次回以後ノ試験ニ於テ實地試験ノミヲ受
クルコトヲ得

第五條 產婆試験ヲ受ケントスル者ハ產婆學校產婆養成所等
ノ卒業證明ナル修業證書又ハ產婆若クハ醫師二名ノ證明
ナル修業履歷書ヲ添ヘ地方長官ニ願出ツベシ但シ第四條ニ依
リ實地試験ノミヲ受ケントスル者ハ學說試験合格ノ證明書

ナ添へ願出ツベシ
 地方長官前項ノ願出ヲ許可スルトキハ指令ヲ要セズ其願書
 ナ受理シ許可セザルトキハ之ヲ却下ス
 第六條 産婆試験ヲ願出ヅル者ハ收入印紙ヲ以テ試験手数料
 金壹圓ヲ納付スベシ
 但シ納付シタル手数料ハ還付セズ
 第四條ニヨリ實地試験ノミヲ願出ヅル者ト雖ドモ本條ノ手
 敷料ヲ納付ス可シ
 第七條 地方長官ハ學說試験及ビ實地試験ニ合格シタル者ニ
 ハ證明書ヲ交付ス
 第八條 地方長官ハ受験人心得其ノ他前項ノ條規ニ違背シタル
 者ニ退場ヲ命ズルコトヲ得

當該官吏ハ受験人心得其他前項ノ條規ニ違背シタル者ニ退
 場ヲ命ズルコトヲ得

産婆名簿登録規則

明治三十二年九月六日内務省令第四十八號を以て發布せらる
 即ち左の如し

- 第一條 産婆名簿ニハ左ノ事項ヲ登録ス可シ
- 一、登録番號登録年月日
 - 二、族籍(外國人ナルトキハ其國籍)氏名年齢住所
 - 三、産婆試験ニ合格シタル地方廳各其年月日(産婆規則第
 十八條ニ依リ登録スルモノハ其旨ヲ記載ス)
 - 四、開業地(住所以外ノ地ニ於テ開業スルモノ又ハ出張所
 ナ設クルモノハ之ヲ記載ス)

- 五、業務ニ關スル犯罪禁錮以上ノ刑ニ該當スル犯罪（其年月日事由）
- 六、產婆業ノ禁止停止解除（其年月日事由）
- 七、名簿取消ノ年月日事由
- 第二條 產婆名簿ハ別記様式ニ依リ調製ス可シ（別記様式ヲ略ス）
- 第三條 產婆ノ業ヲ營マントスル者ハ本令第一條第二號第四號ノ事項ヲ明記シテ其住所地ヲ管轄スル地方廳ニ願出デ產婆名簿ニ登錄ヲ受ク可シ
- 第四條 產婆規則第五條第一項ノ場合ニ於テハ前ノ管轄地方廳ハ產婆名簿ノ取消ノ登錄ヲ爲シ其登錄事項ノ謄本ヲ以テ後ノ管轄地方廳ニ其旨ヲ通知ス可シ後ノ管轄地方廳ハ前ノ

- 管轄地方廳ノ通知ヲ俟タズ本人ノ願出ニ依リ直ニ產婆名簿ニ登錄ヲ爲スベシ但シ必要ト認ムル場合ニ於テハ前ノ管轄地方廳ノ通知ヲ俟テ又ハ之ニ照會ヲ經タル後ヲ登錄ヲ爲ス可シ
- 第五條 產婆名簿ノ訂正又ハ取消ノ登錄ヲ爲ストキハ其部分ハ朱線ヲ畫シ訂正又ハ取消ノ事由年月日ヲ朱記ス可シ
 - 第六條 產婆名簿ニ登錄ヲ受ケタル者謄本手数料金五拾錢ヲ納付スルトキハ登錄ノ謄本ヲ受クルコトヲ得
謄本手数料ハ收入印紙ヲ以テ納付ス可シ
- 產婆規則
- 勅令第三百四十五號を以て明治三十二年七月十八日發布せらる即ち左の如し

第一條 産婆試験ニ合格シ年齢二十歳以上ノ女子ニシテ産婆名簿ニ登録ヲ受ケタルモノニ非ラザレバ産婆ノ業ヲ營ムコトヲ得ズ

第二條 産婆試験ハ地方長官之ヲ舉行ス

第三條 一ケ年以上産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ラザレバ産婆試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第四條 産婆名簿ニ登録ヲ爲サントスル者ハ産婆試験合格證書ヲ添ヘ地方長官ニ願出ヅ可シ

産婆名簿ノ登録事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ二十日以内ニ産婆名簿ノ訂正ヲ願出ヅ可シ

産婆名簿ノ登録事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第五條 産婆其住所ヲ移シタル爲メ管轄地方廳ヲ異ニスルト

キハ直チニ前ノ管轄地方廳ニ産婆名簿取消ノ登録ヲ願出デ後ノ管轄地方廳ニ産婆名簿ノ登録ヲ願出ヅ可シ

前項ノ登録換ヲ爲サル者ハ産婆ノ業務ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 産婆廢業シタルトキハ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿取消ノ登録ヲ願出ヅ可シ産婆失踪シツク又ハ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿取消ノ登録ヲ願出ヅ可シ

第七條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ異常アリト認めルトキハ醫師ノ診察ヲ請ハシム可シ自ラ其處置ヲ爲スコトヲ得ズ但シ臨時救急ノ手當ハ此限ニアラズ

第八條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ産科機械ヲ川非藥品ヲ投與シ又ハ之ガ指示ヲ爲スコト

ヲ得ズ但シ消毒ヲ行ヒ臍帶ヲ切り灌腸ヲ施スノ類ハ此ノ限
ニアラズ

第九條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケザル者ニ妊婦産婦褥婦
又ハ胎兒生兒ノ取扱ヲ專任スルコトヲ得ズ

第十條 産婆ニシテ墮胎ノ罪其他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以
上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯シタルトキハ地方長官ハ産婆
ハ業ヲ禁止シ又ハ一年以内之ヲ停止スルコトヲ得産婆名簿
登録前ニ犯シタル罪ニ付テモ亦同シ

第十一條 試験ニ關スル規程ニ違背シタル者アルトキハ其ノ
試験ヲ無効トスルコトヲ得若シ己ニ登録ヲ受ケタルトキハ
其登録ヲ取消スコトヲ得

第十二條 地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又停止シタル後本人

ノ行狀ニ依リ其禁止又ハ停止ヲ解除スルコトヲ得

第十三條 産婆試験ヲ受ケントスルモノ又ハ産婆名簿ニ登録
ヲ願出ヅル者ニシテ試験又ハ登録ノ以前墮胎ノ罪其他業務
ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラル可キ罪ヲ犯シタル者又
ハ試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ナルトキハ試験又ハ登
録ヲ許可セザルコトヲ得

第十四條 産婆ニシテ一ケ年間其業ヲ營マザルトキ又ハ瘋癲
白痴、不具、癱疾トナリ其業ヲ營ムニ堪ヘズト認ムルトキ
ハ地方長官ハ産婆名簿ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十五條 産婆名簿ノ登録ノ取消主要ナル登録事項ノ訂正竝
ニ産婆業ノ禁止又ハ停止及ビ其解除ハ地方長官之レヲ告示
ス可シ

第十六條 左ニ掲グル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、産婆名簿ニ登録ヲ受ケズシテ産婆ノ業務ヲ爲シタル者
- 二、産婆名簿ノ登録ヲ取消サレタル後産婆ノ業務ヲナシタル者

三、産婆ノ業ヲ禁止又ハ停止セラレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者

四、第三條ニ關シ虚偽ノ證明又ハ陳述ヲ爲シタル者

五、第七條乃至第九條ニ違背シタル者

第十七條 第四條第三項第五條第二項及ビ第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

第十八條 本令施行以前内務省又ハ地方廳ヨリ産婆ノ免狀又

ハ鑑札ヲ受ケ現ニ其業ヲ營ム者ハ本令施行後六ヶ月以内ニ地方長官ニ願出デ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ得

第十九條 地方長官ハ産婆ニ乏シキ地ニ限り當分ノ内出願者ノ履歴ニ依リ業務ノ地域及ビ五ヶ年以内ノ期限ヲ定メ産婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得

前項ノ免許ヲ受ケタル者ハ産婆ニ準ジ本令ヲ適用ス但シ産婆名簿ニ登録スル限ニアラズ

第二十條 本令ハ明治三十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

死産證書並ニ死胎檢案書

産婆妊娠四ヶ月以後の流産又は死産を取扱ひたる時産家の需めにより作製するものにして其名異ありと雖も記載すべき事項は死産證明書も死胎檢案書も同一あり但し死産證書は妊

娠四ヶ月以後の死産兒を埋葬或は火葬せんが爲め墓地埋葬規則により其筋の認許證を請ふ時に添ゆるものにして死胎檢案書は戸籍法により家督相續人として届出たる胎兒を死産したる時其家督相續の取消を申請する場合等に添るものにして其書式を内務省令を以て規定せらる即ち左の如し

死産證書 (死胎檢案書)

- 一、父ノ氏名(私生子ノ場合ニ在リテハ母ノ氏名)
- 二、父ノ出生ノ年月日(私生子ノ場合ニ在リテハ之レヲ除ク)
- 三、母ノ出生ノ年月日
- 四、父ノ職業(私生兒ノ場合ニ在リテハ母ノ職業)
- 五、妊娠ノ月數

嫡出子とは正式の結婚をなしたるもの、夫婦間に出来たる子を云ひ庶子とは内縁の妻に出来たる子を云ふ私生子とは俗に云ふ父なし子なり

- 六、分娩ノ年月日時
 - 七、分娩ノ場所
 - 八、死胎ノ男女ノ別
 - 九、死胎ノ嫡出子、庶子、私生子ノ別
- 右證明(檢案)候也

年月日 住所

醫師(産婆) 何 某印

記載方

- 一、死胎ノ嫡出子ナルカ、又ハ庶子ナルトキハ、其父ノ氏名ヲ記スベシ、若シ私生子ナルトキハ其母ノ氏名ヲ記スベシ

- 一、死胎ノ嫡出子ナルカ、又ハ庶子ナルトキハ、其父ノ出生年月日ヲ記スベシ
- 二、死胎ノ何タルニ拘ハラズ、其母ノ出生ノ年月日ヲ記スベシ
- 三、死胎ノ嫡出子ナルカ、又ハ庶子ナルトキハ、其父ノ職業ヲ記スベシ若シ私生子ナルトキハ、其母ノ職業ヲ記スベシ、總テ職業名ハ商又ハ工業、單一ノ汎稱ニ據ラズシテ何商又ハ何工等成ルベク細密ニ記スベシ
- 四、妊娠ノ月日ハ受孕ヨリ分娩ニ至ル妊娠ノ經過ニシテ死胎ハ約四週日チ一月ト見做シタル第幾月日ニ該當スルカヲ記スベシ
- 五、分娩ノ年月日時ヲ記スベシ、若シ明瞭ナラザルトキハ

- 推定シタル年月日時ヲ記スベシ此ノ場合ニハ「推定」ノ二字ヲ冠セシムルヲ要ス
 - 六、分娩ノ場所ハ、郡市區、町村、大字名、及ビ番地(番戸番屋敷)ヲ記スベシ
 - 七、死胎ノ男女孰レニ屬スルカヲ記スベシ、若シ鬼胎等ニ在テ男女ノ區別ヲ爲シ能ハザル場合ニ於テハ其事由ヲ添テ不詳ト記スベシ
 - 八、胎兒ハ、嫡出子ナルカ、又ハ庶子ナルカ若クハ私生子ナルカノ別ヲ記スベシ
- 今産婆の参考に供せんため墓地及埋葬取締規則施行方法細則標準竝に戸籍法の一節を抜萃して記すれば即ち左の如し

墓地及埋葬取締規則施行方法細則標準

明治十七年十一月、内務省乙第四十號達

第十一條 死屍ヲ埋葬又ハ火葬セント欲スル者ハ主治醫ノ死亡届書ヲ添ヘテ區長又ハ戸長ノ認許證ヲ請フ可シ
醫師ノ治療ヲ受クルノ猶豫ナクシテ死亡シタルモノヲ埋葬又ハ火葬セント欲スルトキハ醫師ノ檢案書ヲ差出シ區長又ハ戸長ノ認許證ヲ乞フ可シ、妊娠四ヶ月以上ノ死胎ニ係ルトキハ醫師又ハ産婆ノ死産證ヲ差出シ區長又ハ戸長ノ認許證ヲ請フ可シ

戸籍法（法律）

第三百三十六條 胎兒ヲ家督相續人トシテ届出デタル場合ニ於テ其胎兒ガ死胎ニテ生レタルトキハ母ハ出産ノ日ヨリ一ケ

月内ニ醫師又ハ出産ニ立會ヒタル産婆ノ檢案書ヲ提出シテ家督相續ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス
母ガ登記取消ノ申請ヲナサザルトキハ家督相續人其事實ヲ知リタル日ヨリ一ケ月内ニ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス（同ジク檢案書ヲ添ユ可キコト勿論ナリ）

産婆の權利

産婆は女子の高尙なる職務にして其學識と經驗とにより異常なき限り各種の妊娠分娩産褥初生兒の取扱を爲すの權利を有するのみならず法廷に證人として召喚され知り得たる事實の陳述を命ぜらるゝ事あるも場合に由ては其命令をさへ拒絶する事を得べし即ち法律上左に記載するが如き明文あり

刑事訴訟法第三編第三章第六節

證人訊問

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一、官吏、公吏タリシ者其職務上カクシ黙秘スベキ義務アル事情ニ關スルトキ

第二、醫師、藥商、シヤクシ穩婆、辯護人、公證人、神職、僧侶其身分職業ノ爲メ委託カクシヲ受ケタルニ因テ知リタル事實ニシテカクシ黙秘スベキモノニ關スルトキ

證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且ツ之レヲ疏明ス可シ

民事訴訟法第二編第一章第六節

證人

第二百九十八條 左ノ場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一、官吏公吏又ハ官吏公吏タリシ者ガ其職務上黙秘ス可キ義務アル事情ニ關スルトキ

第二、醫師、藥商、シヤクシ穩婆、辯護士、公證人、神職及ビ僧侶ガ其身分又ハ職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因リテ知リタル事實ニシテ黙秘ス可キモノニ關スルトキ

第三、問ニ付キテ答辯ガ證人又ハ前條ニ掲ゲタル者ノチジヨク耻辱ニ歸スルカ又ハ其刑事上ノ追訴ヲ招ク恐レアルトキ

第四、問ニ付キテ答辯ガ證人又ハ前條ニ掲ゲタル者ノ爲メ直接ニ財産權上ノ損害ヲ生ゼシムベキトキ

第五、證人が其技術又ハ職業ノ秘密ヲ公ニスルニ非ザレバ
答辯スルコト能ハザルトキ

産婆の刑罰

産婆は既に述べたるが如く人の生命健康に關する重大なる業
務を営み且つ一定の權利を有するに雖もみだりに其技術を用
ひ不正の取扱ひををし或は守るべき鍼黙えんもくを守らず或は業務を
全ふせざる等の事あらんか害を社會に及ぼす事甚だしく従つ
て己れも亦た獨り道徳上の罪人たるのみならず法律上の刑罰
を受けざる可らず今之れを戒め且つ反省する處あらしめんが
爲め法律の一二節を拔萃せん

日本刑法第二編第一章第八節

墮胎罪

第三百三十條 懷胎ノ婦女、藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタ
ル者ハ一ヶ月以上六ヶ月以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十一條 藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシメタル者モ
亦タ前條ニ同ジ、因テ、婦女ヲ死ニ致シタル者ハ一年以上
三年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十二條 醫師、穩婆又ハ藥商前條ノ罪ヲ犯シタル者
ハ各一等ヲ加フ

第三百三十三條 懷胎ノ婦女ヲ威迫シ又ハ誑騙シテ墮胎セシ
メタル者ハ一年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

同上第三編第一章第十二節

誣告及ビ誹毀ノ罪

第三百六十條 醫師、藥商、穩婆又ハ代言人、辯護人、代書

人若クハ神官僧侶其身分職業ニ於テ委托ヲ受ケタル事ニ因リ知り得タル陰私^{イシ}ヲ漏告シタル者ハ誹毀ヲ以テ論ジ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ參回以上參拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス但シ裁判所ノ呼出ヲ受ケテ事實ヲ陳述スル者ハ此限ニ非ラズ

同上第四編 違警罪

第四百二十七條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

(一ヨリ八マデ略ス)

九、醫師、穩婆事故ナクシテ急病人ノ招キニ應ゼザルモノ

産婆規則の施行に就ては各府縣共に細則を設けられあるも何れも殆んど同一なるを以て茲に参考の爲め大阪府令を擧げん

産婆規則施行細則

明治三十二年九月
大阪府令第八八號

第一條 産婆名簿登録ニ關スル願書ハ別記第一號乃至第三號様式ニ依リ市區町村長ノ奥印ヲ受ケ所轄郡市區役所ヲ經由シ當廳ニ差出スベシ

第二條 産婆名簿登録事項ノ謄本ヲ受ケントスルモノハ第四號様式ニ依リ當廳ニ願出ツベシ

第三條 産婆ハ郡市毎ニ組合ヲ設ケ規約ヲ定メ當廳ノ認可ヲ受クベシ規約ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第四條 産婆規則第十八條ニ依リ産婆名簿ニ登録ヲ受ケントスルモノハ市區町村長ノ奥印ヲ受ケ所轄郡市區役所ヲ經由

シテ當廳ニ願出ヅベシ
 第五條 產婆ニシテ死産證書及死胎檢案書ヲ作爲スベキ場合
 ハ第五號様式ニ依ルベシ
 第一號様式

產婆登錄願

何郡何市區町村(寄留地ナレバ原籍地ヲ併
 記ス)士族(平民)(外國人ナルトキハ國籍)

氏 名

何年何月何日生

右今般肩書ノ地(住所以外ノ地ニ於テ開業スルモ
 ノハ其郡市區町村番地ヲ記ス)ニ於テ產婆開業致
 (又ハ郡市區町村番地ニ出張所ヲ設ケ)度ニ付產婆名簿登錄相
 成度別紙產婆試驗合格證書寫相添此段相願候也

年月日

氏 名印

(外國人ナレバ捺印ヲ
要セズ以下之ニ倣フ)

大阪府知事宛

市區町村長與印

第二號様式

登錄事項訂正願

肩書第一號様式ニ同シ

氏 名

右今般何郡市區町村番地ニ轉(總テ登錄事項ニ異動ヲ
 生ジタル事實ヲ記ス)致シ候ニ付
 產婆名簿訂正相成度此段相願候也

年月日

氏 名印

大阪府知事宛

市區町村長奥印

第三號様式

産産名簿取消願

肩書第一號様式ニ同シ

右今般道府縣何郡市區町村番地ニ轉住（又ハ何月何日「廢業」
「失跡」「死亡」致候ニ付名簿取消ノ義登録相成度此段相願候也

年月日

氏

名印

（失跡死亡ニ付テハ戸籍法
ニ依ル届出義務者氏名）

大阪府知事宛

第四號様式

收入
印紙

登録事項謄本下附願

自分ニ對スル産婆名簿事項ノ謄本御下附相成度此段相願候也

年月日

郡市區町村番地士族（平民）

産婆氏

名印

大阪府知事宛

第五號様式は既に記載したる死産證書の書式と同一なるを以
て略す

前述したる産婆規則施行細則により産婆は郡市毎に組合を
設けざる可らず今大阪府に於て示されたる組合規約の標準を
舉れば左の如し

産婆組合規約標準

明治三十二年九月
大阪府訓令第六八號

郡役所 市役所

本月二十一日大阪府令第八十八號産婆規則施行細則第三條産
婆組合規約ハ左ノ標準ニヨリ締結セシムベシ

- 一 組合ノ主旨目的
 - 二 組合ノ區域事務所ノ位置
 - 三 役員ノ名稱權限及選舉ノ方法
 - 四 會議ノ種別及議事ノ規程
 - 五 同業者業務上ノ盟約
 - 六 會費ノ收支會計整理
 - 七 講習所ノ設置方法及講習ノ度数
 - 八 入退者ノ手續
 - 九 違約者處分
 - 十 其他必要ノ事項
- 産婆試験規則施行細則も亦た各府縣同一にして今大阪府令を
 舉れば左の如し

産婆試験規則施行細則

明治三十二年九月
大阪府令第八九號

- 第一條 産婆試験ハ毎年一回之ヲ舉行シ其期日及場所ハ一箇
月前之ヲ告示ス
 - 第二條 産婆試験ヲ受ケントスルモノハ毎年三月九月中別記
様式ニ依リ市區町村長ノ奥印ヲ受ケ郡市區役所ヲ經由シ當
廳ニ願出ベシ
 - 第三條 産婆試験願書ハ本人之ヲ自書スベシ
 - 第四條 試験中一科以上缺席ノ者ハ其期ノ試験ヲ受クルコト
ヲ得ズ
- 願書様式
- 本書附録の始めに於て記載したるに同一なるを以て茲に略す
 今産婆試験受験者の参考の爲め大阪府にて定められたる産婆

試験問題数並に採點法及び産婆試験場揭示を示さん

産婆試験問題数並採點法 明治三十二年十月
二月大阪府定

本規定は明治三十
二年十一月内務大
臣よりの訓令に基
き定められたるも
のにして各府縣同
一なり

- 第一條 學說試験ハ筆答トス
- 第二條 學說試験問題並數左ノ如シ
 - 第一 正規妊娠分娩及其取扱法 二問
 - 第二 正規産褥ノ経過及褥婦生兒看護法 二問
 - 第三 異常ノ妊娠分娩及其取扱法 二問
 - 第四 妊婦産褥婦生兒ノ疾病消毒ノ方法及産婆心得二問
- 第三條 實地ノ試験ハ當分模型試験ヲ行フ
- 第四條 實地試験問題ハ二問トス
- 第五條 採點法左ノ如シ
 - 一 學說試験ハ一問ノ滿點ヲ十點トシ毎項點數五點以上ヲ

得而シテ各項ノ點數ヲ合算シ其全點數四十點以上ヲ得
タル者ヲ合格トス

- 二 實地試験ハ一問ノ滿點ヲ十點トシ一問ノ點數二點半以
上ニシテ其合點數拾點以上ヲ得タルモノヲ合格トス

産婆試験場揭示 明治三十二年十二月大阪府定

- 一 試験ハ毎日午後一時ヨリ始メ午後四時ニ終ル但臨時終始ヲ
變更スルトキハ其都度告知ス
- 一 受験人ハ毎日試験時間三十分前迄ニ到着シ溜所ニ控居リ試
験掛リノ差圖ニ從ヒ各自ノ番號順ニ着席スベシ但試験場ニ
着席シタル以上ハ互ニ談話スルヲ許サズ
- 一 書籍其他書類様ノ物ヲ携帯シテ試験場ニ入ルヲ許サズ
- 一 受験人ハ筆墨ヲ持參スベシ但答記川紙並封筒ハ試験場ニ於

テ渡スベシ

一試験場ニ於テハ受験人ノ番號ヲ用ヒ其氏名ヲ稱スベカラズ
一受験人ハ試験掛ノ許可ヲ得ルニ非ラザレバ試験中本席ヲ離ル、コトヲ許サズ

一答記書ハ眞片假名交リヲ以テ可成明瞭ニ記載スベシ

一問題ノ疑義ヲ質サントスルトキハ自己ノ番號ヲ唱へ質問ト呼ブベシ

一問題ノ答記ノ時間ハ一問ニ付一時間トス但同時間ニ二問若クハ三問ヲ與フルトキハ各問題答記ノ時間ヲ流用スルモ妨ナシ

一答記書ハ各問題毎ニ一封筒ニ入レ其表ニ自己ノ番號及何學第何問ト記入シ掛員ニ渡スベシ但答記ヲ爲シ能ハザル者ハ

其旨ヲ記シ本項ノ手續ヲナスベシ

一試験場ニ於テ渡シタル紙類ハ書損シタル紙片タリトモ一切持歸ルコトヲ許サズ

一試験場取締上不都合ト認ムベキ所爲アル者ハ試験委員長之ヲ退場セシムルコトアル可シ

一旦産婆試験願書を差出したるものは假之病氣の爲めに受験する事能はざるものと雖も延期を許されざるものあり今其例を示せば左の如し

産婆試験ハ次回へ延期ヲ許サル、ノ件

(明治三十三年三月衛生局長ヨリ大阪府知事へ)

産婆試験出願人次回ノ試験へ延期ノ件ニ付別紙ノ通宮崎縣ヨリ問合ニ對シ致回答候間此段爲御心得及通牒候也

産婆受験者ニシテ試験出願中自己ノ病氣ニ依リ受験シ能ハザル者醫師ノ診断書ヲ添附シ次回ニ於テ受験シタキ旨申出タルモノハ願意許可差支ナキヤ將タ一旦差出シタル願書ハ當時限ニシテ次回マデ引續キ效力ヲ有スルモノニ無之候哉
(明治三十四年二月宮崎縣問合) 産婆試験出願者次回へ延期ノ件ニ付御問合
(明治三十四年三月) 趣了承右ハ不聞届事ニ御取計相成可然義ト存候
(明治三十四年三月) 衛生局長回答

學說試験ニ實地試験は必ず同一の地に於て受くべきものにして今受験者の参考の爲め東京府知事より内務省へ伺ひたる一例を示さん

産婆規則中疑義伺

明治三十八年三月二十三日
東京府知事伺

本年三月十七日埼玉縣ニ於テ産婆試験ヲ受ケ學說試験ニ合格

シ實地試験ニ落第シタル者來ル四月六日ヨリ當府ニ於テ施行スル産婆實地試験ヲ受クルガ爲メ出願シタル者有之右ハ明治三十二年九月内務省令第四十七號産婆試験規則第四條ニ該當スル者トシテ受験ノ許可ヲ與フベキモノニ候哉至急何分ノ御指示相成度此段相伺候也

右 指 令

明治三十八年四月一日
指令第二一七號

本年三月二十三日付一發第一六〇號同産婆試験規則第四條ハ受験地方廳ヲ異ニシタル場合ニ於テハ適用セザル義ト心得ラルベシ
 産婆は一旦廢業するごも其取得したる資格は消滅するもの
 非ず其参考の爲め一例を示せば左の如し

産婆ハ一旦廢業シタル後復業スルヲ得ルノ件

明治三十五年九月衛發第一九七號衛生局長ヨリ大阪府知事へ

産婆ハ一旦廢業シタル後復業スル事ヲ得ルヤ否ヤニ就テハ往疑ヲ抱ク向右之ヤニ相聞ヘ候處右ニ關シテハ疊キニ別紙之通り東京府知事ノ照會ニ對シ回答致置キ候條爲念及御通知候也

産婆規則第十八條ニ依リ産婆名簿ニ登録ヲ受ケタル者廢業シ後ナ再ビ登録ヲ出願セルモノアリ右ハ一旦廢業シタリト雖モ規則ニ依リ取得シタル資格ハ爲メニ消滅スベキモノニアラズト思料スルヲ以テ規則第十八條ヲ準用シ名簿登録ノ手續ヲ爲シ可然哉ト存候得共本則中據ルベキノ明文無之ニ付御省議致承知度(明治三十五年六月東京府問合)産婆規則施行以前ノ産婆

ニシテ同令第十八條ニ依リ登録ヲナシタルトキハ産婆タルノ資格ヲ認メタルモノナルヲ以テ一旦廢業スルモ再登録ヲ受ケ復業スルハ差支ナキ義ト存候(明治三十五年七月衛生局長回答)海外在留の産婆は住所地外の開業者と見做して本籍地の産婆名簿に登録せらるゝものす今其の例を擧ぐれば左の如し

海外在留ノ本邦産婆ニシテ産婆

名簿登録取扱方

明治三十三年三月第二六一八號衛生局長ヨリ大阪府へ

今般山口縣知事ヨリ海外在留ノ本邦産婆ニシテ産婆名簿登録取扱方問合セ來リ候ニ付別紙寫之通回報致候條爲念及御通牒候也

本縣下在籍者ニシテ明治二十四年八月内務省ヨリ産婆營業免許ヲ受ケ現今韓國釜山港ニ在住スルモノ産婆規則第十八

條ニ依リ產婆名簿登録ヲ願出候處產婆名簿登録規則第三條ニ依ルトキハ其住所ヲ管轄スル地方廳ニ願出ヅベキ筈ニテ其住所地當管内ニ屬セザルモノニ付當廳名簿ニ登録スルノ限ニ無之候様相認メ候得共聊カ疑義ヲ生シ候間云々(明治三十三年三月衛生局長回答)現今韓國釜山港在住従前產婆ニシテ今般產婆規則第十八條ニ依リ產婆名簿登録出願ニ付取扱御問合ノ件ハ同則第一條第四號住所地外ニ於テノ開業者ト見做シ本籍地即チ御縣ニ於テ登録ノ御取計相成候テ可然(明治三十三年三月衛生局長回答)通常屍體の埋葬火葬は死亡後二十四時間を經過すべき規定なるも獨り死産兒に限り分娩後二十四時間を經過せざるも埋葬火葬する事を得るものこす即ち左の如し

死産兒埋火葬ハ分娩後二十四時間ヲ

要セザル件

明治三十七年十月衛中第一九七一號大阪府警察部ヨリ警察官署市區役所其他へ

死産兒埋火葬ハ分娩後二十四時間ノ經過ヲ要セザル旨中河内郡長瀬村長ノ伺ニ對シ指令相成候條此段及通知候也
產婆學術研究の爲め死胎兒を「アルクール」に貯藏し置かんご欲せば兒の母又は父連署の上府縣知事宛に願書を差出し認可を受くべきものなり然れども四ヶ月未滿の胎兒保存は出願に及ばざるものこす即ち左の如し

胎兒死體保存ノ件

醫學經驗ノ爲メ小兒ノ死體「アルクール」に漬貯置度旨其父母並ニ醫員ヨリ願出ノ向有之事實其父母ノ情願ニ出候儀ニテ双方共不都合無之上ハ願意聞届不苦候哉(明治十九年七月東京府伺)胎兒ノ死體

ニ限り聞届不苦候事(明治十九年七月内務省指令)

四ヶ月未満ノ胎兒保存ハ出願ニ

及バザルノ件

(明治二十一年三月衛發第九四號衛生局長ヨリ大阪府知事へ)

小兒ノ死體保存ノ儀四ヶ月未満ノ胎兒ハ特ニ出願セシメ許可スルニ及バズ其父母ト醫師トノ協議ニ任カス

死體解剖竝保存取締規則

明治二十九年三月大阪府令第三一號

第一條より第八條に至る竝に第十條は必要なきを以て略す

第九條 死産兒ヲ公私立醫學病院又ハ醫師ニ於テ保存セン

トスルモノハ父又ハ母連署ノ上當廳へ出願許可ヲ受クベシ

新撰産婆學 大尾

明治三十九年七月二十日印刷
明治三十九年七月廿五日發行

正價金壹圓五拾錢

著者 東條良太郎
著者 土肥衛

印刷者 金子久太郎

發行者 緒方病院內產婆養成所

右代表者 信時義政

發賣所 大阪市西區新町通三丁目

同 大阪市東區備後町四丁目

同 大阪市南區心齋橋一丁目

同 善株株式會社

同 大阪市東區博勞町四丁目

同 東京市日本橋區通三丁目

同 東京市本郷區龍岡町

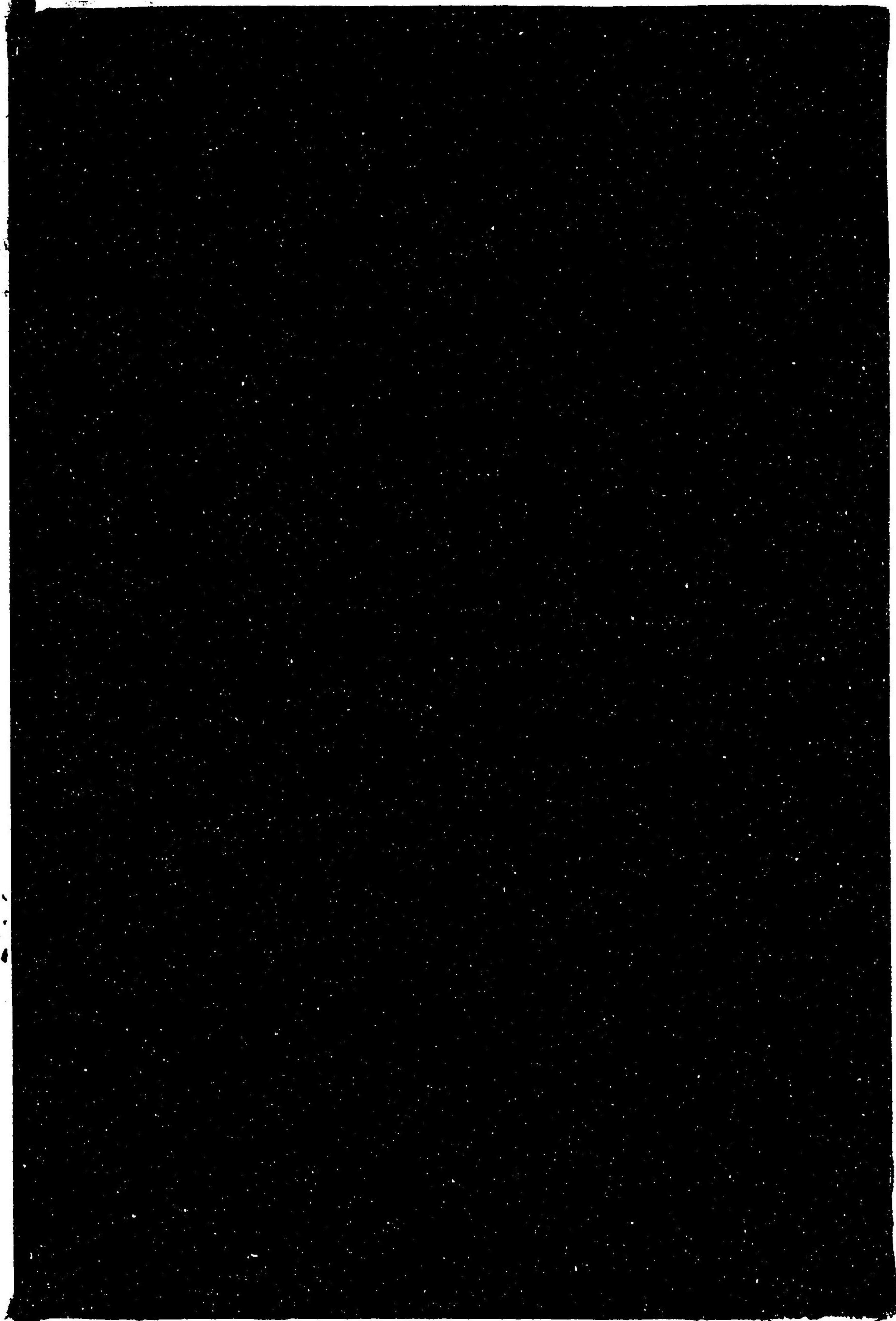
同 京都市寺町二條下

同 神戶市兵庫區湊町二丁目



不許
複製

56
50



56
50

(M)

